

愛知県立芸術大学

目 次

I	認証評価結果	2-(14)-3
II	基準ごとの評価	2-(14)-4
	基準1 大学の目的	2-(14)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(14)-7
	基準3 教員及び教育支援者	2-(14)-10
	基準4 学生の受入	2-(14)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(14)-17
	基準6 教育の成果	2-(14)-26
	基準7 学生支援等	2-(14)-29
	基準8 施設・設備	2-(14)-33
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(14)-36
	基準10 財務	2-(14)-39
	基準11 管理運営	2-(14)-41
III	意見の申立て及びその対応	2-(14)-45
<参 考>		2-(14)-49
	i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(14)-51
	ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(14)-52
	iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(14)-54
	iv 自己評価書等	2-(14)-60
	v 自己評価書に添付された資料一覧	2-(14)-61

I 認証評価結果

愛知県立芸術大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 愛知県公立大学法人の設立者である、愛知県が定めた中期目標において、公立大学の使命である地域連携の強化を独自の目標として掲げており、様々な形での社会参加を行い、地域文化の振興を通じて地域に積極的に貢献するとともに、学生の教育や教員の研究にも多大な効果をもたらしている。
- 在学生・卒業（修了）生は国内外の公募展、コンペティション、コンクールで受賞等の実績を上げている者が少なくなく、卒業（修了）後は海外のオーケストラのメンバーやソリストのほか、画家、彫刻家等アーティスト、デザイナーとして活躍する者や、教員等様々な分野・領域で社会に貢献する者も多く、国内外の芸術文化の発展に寄与する人材を輩出している。
- 美術学部、音楽学部及び大学院の美術研究科、音楽研究科の在学生は、年間を通して日頃の研究を発表するため学内外において展覧会（グループ展、個展等）や演奏会（コンサート、オペラ等）を行い、当該大学での教育、研究成果を、広く直接社会に示し、地域文化に大きく寄与している。
- 関東文化圏と関西文化圏に挟まれた中部に独自の文化圏の確立を目的として創設された大学にふさわしく、芸術資料館及び法隆寺金堂壁画模写展示館、奏楽堂が設置されており、教育研究施設として有効に活用されているだけでなく、一般公開、特別公開、公開演奏会などで学外からの来訪も数多く、地域文化の発展に大いに寄与している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されているが、博士後期課程の教育研究の実態に鑑みれば、美術研究科美術専攻及び音楽研究科音楽専攻の各領域においては「専攻」に準じる形で教員が確保されることが期待される。
- 授業評価アンケートや教員の自己点検・評価の結果の組織的活用が行われていない。
- 当該大学の教育研究に不可欠な美術学部棟、音楽学部棟、美術学部総合研究棟、講義棟、また、地域文化の振興の拠点となっている芸術資料館本館、奏楽堂などは、施設・設備を維持していくために必要な補修は行われてきたものの、老朽化に伴い、教育研究環境、及び文化的資料保存の面で看過できない問題を有している。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学則第 1 条において、「芸術に関する諸研究を基礎として芸術的創造力を培うとともに、あわせて芸術応用部門の研究及び教授を行い、もって文化の向上発展に寄与することを目的とする」と定められている。

これを踏まえて学則第 3 条において、美術学部（美術科、デザイン・工芸科）、音楽学部（音楽科）の目的が定められており、これらはいずれも学校教育法第 83 条に規定された目的に沿ったものである。

また、愛知県公立大学法人の設立者である、愛知県が定めた中期目標の前文において、基本的な目標として、質の高い教育・研究、自主・自律的な大学運営とともに、公立大学の使命である地域連携の強化を掲げている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に、「芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定められている。

これを踏まえて大学院学則第 3 条に、各研究科においても博士前期課程、博士後期課程ごとに目的が定められており、これらはいずれも学校教育法第 99 条に規定された目的に沿ったものである。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学及び大学院の目的の教職員や学生に対する周知は、ウェブサイト、学生便覧等に公表することにより行われている。

また、芸術大学として、美術、音楽等に関する専門家を育成していることから、実技指導などを通じて、学生間又は学生教職員間での交流が密であるため、普段の活動を通じて目的が周知されている。

社会への公表については、ウェブサイト在大学及び大学院の目的が掲載されているほか、学生、卒業（修

了) 生、教職員一人一人による普段からの対外的な芸術活動によって、芸術大学としての存在がアピールされている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

1-2-2② 社会との連携に関する目的が明確に定められ、それに基づく活動が行われているか。(当該大学の設定した独自の観点)

愛知県公立大学法人中期目標において、基本的な目標の一つに「地域連携の強化」を掲げ、「県民の負託に応えていくため、知的資源を活用して、行政、学校、産業界等との連携を強化し、大学の教育研究成果を社会に還元するとともに、「地域に開かれた大学」として県民の多様な生涯学習・社会人再教育のニーズに対応し、地域連携を積極的に推進する。」と定めている。また、「地域連携に関する目標」の中の「県民への対応に関する目標」として、「公開講座、展覧会、演奏会等を開催し、県民の多様な生涯学習のニーズに積極的に対応する。」と定めている。

大学の目的の一つである地域文化振興に向けての貢献として、一般の人を対象とした講座(サテライト講座:平成21年度30件、公開講座:平成21年度2件)、芸術資料館での展覧会(平成21年度15件)、奏楽堂での演奏会(学内演奏会、作曲作品演奏会、特別講座、修士演奏、室内楽演奏会、管弦楽団演奏会)等が多数開かれている。さらに、地域文化団体主催の展覧会や演奏会、各種催し等への演奏参加、国内外から一線級で活躍するアーティストを招へいし、滞在期間中に特別授業や講演、ワークショップ、レッスンを集中的に行う「アーティスト・イン・レジデンス」の開催(平成21年度4件)、当該大学と愛知県立岩倉総合高等学校の美術室とを特別な光回線で直結し、高等学校の生徒を大学の教員が遠隔地である大学から、高等学校の教員と連携して、高精細度の映像と音声を通じて指導する高大連携事業「愛知スーパーハイスクール」への参加、県あるいは市町村の文化事業等への協力等、様々な形での社会参加が行われている。

また、大学の芸術発信拠点とするため、名古屋市を中心部に「愛知県立芸術大学サテライトギャラリー」を開設している。

このような社会との連携活動が、学生の教育や教員の研究に多大な効果をもたらしている。

これらのことから、社会との連携に関する目的が明確に定められ、それに基づく活動が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 愛知県公立大学法人の設立者である、愛知県が定めた中期目標において、公立大学の使命である地域連携の強化を独自の目標として掲げている。これを受けて、一般の人を対象とした公開講座、芸術資料館での展覧会、奏楽堂での演奏会等を多数開催するとともに、地域文化団体主催の展覧会や演奏会、各種催し等への演奏参加、「アーティスト・イン・レジデンス」の開催、「愛知スーパーハイスクール」への参加、県あるいは市町村の文化事業等への協力等、様々な形での社会参加を行い、地域文化の振興を通じて地域に積極的に貢献するとともに、学生の教育や教員の研究にも多大な効果をもたらしている。

【更なる向上が期待される点】

- 新設された「愛知県立芸術大学サテライトギャラリー」が名実ともに大学の芸術発信拠点となることが期待される。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の2学部から構成されている。

- ・ 美術学部（2学科6専攻）
 - 美術科： 日本画専攻、油画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻
 - デザイン・工芸科： デザイン専攻、陶磁専攻
- ・ 音楽学部（1学科3専攻5コース）
 - 音楽科： 作曲専攻（作曲コース、音楽学コース）、声楽専攻、器楽専攻（ピアノコース、弦楽器コース、管打楽器コース）

両学部とも開学以来一貫して少人数教育（音楽の専門教育におけるレッスンは1対1の個人指導。全学で最も学生数の多い美術学部デザイン・工芸科デザイン専攻は、収容定員140人に対し専任教員11人を配置。全学での教養教育等教員を除く教員対学生（大学院学生含む）の比率は約1対13。）で、学部学生は教員と間近に接して、個人指導を受ける機会を多く持つとともに、伝統的な専門分野の追究から、現代の新しい領域創出の試みまで、学生が様々なテーマに自主的に取り組み、自らの活動目的に向かうことを可能にする環境を整備している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育の独立した組織はなく、教養教育担当の専任教員は両学部にも所属しているが、教養教育科目及び教職科目の専任教員からなる教養教育等教員会議を随時開催し、「教養教育関係の教育及び研究の計画並びにこれに伴う施設の設置改廃に関すること」、「教養教育関係の教員人事に関すること」、「教養教育関係の教育課程及び履修方法に関すること」、「入学試験のうち、学科試験に関すること」、「その他教養教育関係の実施運営に関すること」を審議している。

「教養の陶冶は生涯を通じて行われるべきものであり、こうした態度や品格を学生時代に身につけることは、芸術家としての人格形成において重要な意味を持つ」との教養教育のエデュケーション・ポリシーに基づき、「美術論」、「音楽論」、「日本演劇論」、「日本の近現代演劇」、「西洋演劇論」、「芸術と諸科学」、「自由研究ゼミナール」等の授業科目が多数設定され、小規模な組織ではあるが堅実に機能している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は2研究科から構成されている。

- ・ 美術研究科（博士前期課程1専攻：美術専攻（日本画、油画・版画、彫刻、芸術学、デザイン、陶磁の6領域）、博士後期課程1専攻：美術専攻）
- ・ 音楽研究科（博士前期課程1専攻：音楽専攻（作曲、音楽学、声楽、鍵盤楽器、弦楽器、管楽器、打楽器の7領域）、博士後期課程1専攻：音楽専攻）

法人化（平成19年度）とともに大学院が改組され、美術研究科、音楽研究科それぞれ1専攻の体制となっている。これは、13領域にある約80の研究室がヒエラルヒー的な組織からフラットな組織となることで専門性を明確に提示するようになり、各研究分野の独自性を発揮すること、また、他の領域・研究室との連携や協働が進展することを目指したもので、これにより、専門性の深奥をきわめることが可能となり、また、芸術の学際的研究やプロジェクト研究が活発である。さらに、博士後期課程を開設（平成21年度）し、専門性をより高度に探究する環境が整備されている。これらによって、学生、教員ともに研究活動が活発になり、作品、研究、演奏の発表が多様かつ積極的に展開されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学は教育研究に必要な施設、センターとして、芸術教育・学生支援センター、芸術創造センター、芸術情報センター、芸術資料館及び奏楽堂を有している。

芸術教育・学生支援センターは、大学全体の教育に関する企画・立案機能を有し、入学試験、教務等の学生支援機能を集約した組織である。

芸術創造センターは、社会への窓口として地域連携や国際交流等を推進する組織である。

芸術情報センター図書館の所蔵資料は、芸術専門分野の充実に意が尽くされ、学生、教員の研究に資する施設として機能している。

芸術資料館（芸術関係の資料収集・保管及び展示を行う、教育に資するための施設）及び法隆寺金堂壁画模写展示館（芸術資料館分館）、奏楽堂（音楽教育、入学式、卒業式、その他大学の儀式、行事等の目的に使用するための施設）は、それぞれ、学内の利用のみならず、当該大学が外部に教育研究活動を公開するための重要な施設となっている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

学則に、教授会の設置と審議内容について定められ、美術、音楽の各学部教授会規程において、その運営について定められている。両学部教授会とも専任教員全員が参加し、教育活動の実務を審議、検討し、

学事を支障なく実行していくための重要な決定機関として機能している。

美術、音楽両学部の定例教授会は、原則毎月第二木曜日（8月を除く）に開催されている。ほかに、卒業修了判定や学部入学試験の合格判定会議の際に開催されている。さらに、全学的な審議の必要が生じたり、速やかな人事を要請される場合には臨時教授会が開催される。教授会には大学全体の教育に関する企画・立案機能を有し、入学試験、教務等の学生支援機能を集約した組織の長である芸術教育・学生支援センター長が出席し、学事遂行に遺漏のないようにしている。

大学院研究科会議は、原則毎回学部教授会終了後に行われ、教学上必要な事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

美術、音楽の両学部それぞれに学部教務委員会が置かれ、また大学院美術研究科、音楽研究科それぞれに大学院教務委員会が置かれ、各専攻、コース等からそれぞれ一人の教員が委員会に属し、学生の教育課程の円滑な遂行をフォローしている。学務担当職員との連携により、主に履修にかかわる諸問題を審議し、教育内容の維持、検討、機能向上に当たっている。

両学部教務委員長は管理職として教育研究審議会に毎回出席し、学事遂行に関する連携を確認している。

定例の教務委員会は、両学部とも、原則、毎月開催され、ほかに入学者受入、在学者履修登録、単位認定、卒業修了判定時に適宜開催されている。

このように、教務委員会は大学運営の要として、学生と教職員とを有機的に連携し、教育活動の現場を具体的に機能せしめる重要な委員会となっている。

そのほか、教育課程や教育方法等を検討するための委員会組織として、学生委員会、教職課程委員会、博物館学課程委員会、カリキュラム委員会、オペラ委員会、大学院博士後期課程委員会があり、美術学部には卒業修了制作展委員会、カタログ制作委員会、工房委員会が、音楽学部には演奏委員会がある。これらの委員会は、教授会と連携して学事を進めている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 美術研究科、音楽研究科をそれぞれ1専攻体制とすることによりフラットな組織となり、各研究分野の独自性を発揮しつつ、他の分野との連携や協働が進展し、芸術の学際的研究やプロジェクト研究の活性化が可能となる組織体制を構築している。
- 芸術資料館及び法隆寺金堂壁画模写展示館（芸術資料館分館）、奏楽堂は、それぞれ、学内の利用のみならず、当該大学が外部に教育研究活動を公開するための重要な施設となっている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制については、学則に教員等の職階が示されているほか、学部長、芸術教育・学生支援センター、芸術創造センター、芸術情報センターにそれぞれセンター長を置き、芸術資料館に館長を置くことが明記されている。また、学部長・研究科長、センター長及び館長の職務については、愛知県公立大学法人組織規則で規定されている。教員組織の最小単位は専攻、コースであり、責任者として専攻主任若しくは幹事、コース主任を置いている。各専攻において、定期的に専攻会議（部会）を開催し、専攻相互の連携のために幹事会議（美術学部）、主任会議（音楽学部）を開催している。

教育研究に関する重要な案件は、教授会及び研究科会議の所管事項となっており、職階にかかわらずすべての教員が参加して審議し、連携を図るとともに、学部長・研究科長が議長を務めている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、美術学部で専任48人（うち教授22人）、非常勤248人、音楽学部で専任36人（うち教授21人）、非常勤125人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

専門教育科目のうち、主要科目（専攻科目）には専任の教授又は准教授を配置している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりである。

〔博士前期課程〕

- ・ 美術研究科：研究指導教員 45 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 音楽研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 18 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士後期課程〕

- ・ 美術研究科：研究指導教員 10 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 音楽研究科：研究指導教員 9 人（うち教授 9 人）、研究指導補助教員 20 人

これらのことから、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されていると判断する。しかし、博士後期課程の教育研究の実態に鑑みれば、美術研究科美術専攻及び音楽研究科音楽専攻の各領域においては「専攻」に準じる形で教員が確保されることが期待される。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

専任教員（客員教授を除く）の年齢は、25～34 歳が 1 人、35～44 歳が 18 人、45～54 歳が 32 人、55～64 歳が 33 人、65 歳以上が 1 人である。全教員のうち、男性が 69 人、女性が 16 人となっている。なお、ほかに客員教授が 9 人（うち、外国人 3 人）おり（平成 22 年 5 月 1 日現在）、教員の年齢構成や男女比においても不均衡な構成とはなっていない。

教員採用については、愛知県立大学法人中期目標「第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標」の「3 人事の適正化に関する目標」において、公募制の徹底が掲げられており、これに基づき、専任教員の採用を公募で行い、公平性を図っている。

また、当該大学では、普段より“芸術家集団”として教員間の交流は緊密であるとともに、毎年開かれる美術学部教員展に美術学部全教員が作品発表をしており、音楽学部においても、定期演奏会では音楽学部教員が作品・演奏発表をし、教員組織の活動の活性化を図っている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇格については教員資格審査基準に定められており、教員の資格審査についても、人事委員会（音楽学部）、選考委員会（美術学部）がその役割を果たしている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

“芸術家集団”である教員の芸術活動に対して一律的な基準で評価を行うことは困難である。また、芸術活動はそれ自体が常に評価の対象となるため、教員自身の展覧会や演奏会における論評だけでなく、学生が発表する場においては、その技術・能力が教育活動の結果として表れることとなる。

こうした原則を前提にしつつ、個々の教員が「教員による自己点検・評価」を行い、改善に取り組んでいる。具体的には、各教員が毎年度当初に自らの活動状況に対する計画や目標を立て、年度経過後に当該目標を点検・評価する「教員による自己点検・評価」を行っており、この「教員による自己点検・評価」シートは、ウェブサイトの教職員専用ページで学内公開しており、教職員がいつでも参照できるようになっている。

また、授業評価アンケートを改良しつつ実施している。

ただし、これらの評価により得られた結果の組織的活用ははまだ検討段階である。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているものの、評価結果の組織的活用は検討段階であると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

ウェブサイトの「教員プロフィール」にある研究教育業績には、展覧会や演奏会での活動等が掲載されており、“芸術家集団”である当該大学の特長的な研究活動を確認することができる。また、担当科目も掲載されており、研究と教育が関連していることがわかる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育支援者となる事務職員は学務課に18人配置されており、教務や学生支援等の教育支援を行っている。

美術学部では、教育補助者として木工室、金工室、印刷室に各一人の技術嘱託員が配置され、学生の作品制作の支援を行うとともに、教育補助者と課題担当教員は密接に連絡を取り合い、常に意見交換を行っている。

音楽学部では、楽器管理と録音・記録業務のために嘱託職員が配置され、教育補助者と担当教員は常に密接に連携して、多岐にわたる教育補助活動を行っている。

また、図書館専門職が4人、学生が出品・出演する展覧会や演奏会を企画・運営する芸術情報課には11人が配置されている。

学部の授業については、各担当教員から提出されるティーチング・アシスタント（スチューデント・アシスタント）業務内容計画書に基づき、大学院学生をTA、学部学生をSAとして活用し、授業を補助させている。平成21年度には、美術学部延べ92人、音楽学部延べ82人のTA又はSAを活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されているが、博士後期課程の教育研究の実態に鑑みれば、美術研究科美術専攻及び音楽研究科音楽専攻の各領域においては「専攻」に準じる形で教員が確保されることが期待される。
- 授業評価アンケートや教員の自己点検・評価の結果の組織的活用が行われていない。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

平成19年度に大学のアドミッション・ポリシーを次のように定めている。

- ・ 芸術を創作・研究する強い意志と感性を持ち、実技の基礎能力がある人。
- ・ 美術界、音楽界、芸術教育界を将来担うべく意欲旺盛な人。
- ・ 広い視野と多様な価値観を持ち、自ら積極的に学ぶことのできる人。

また、両学部、各専攻（コース）及び両大学院研究科（博士前期課程、博士後期課程）それぞれのアドミッション・ポリシーを学生募集要項及び大学案内に明記しており、ウェブサイトでは、入試・入学案内のページに全学及び各学部、大学院研究科のアドミッション・ポリシーが掲載されている。

さらに、オープンキャンパスにおいても参加者に大学案内、学生募集要項を配付し、アドミッション・ポリシーの説明を行っている。このほか、全国の主な高等学校へ大学案内、学生募集要項を郵送により配布している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

平成20年度以降、アドミッション・ポリシーに沿う形で両学部ともに実技試験を中心として入学試験が行われている。試験日程は内容に準じて、第1次又は第2次の入学試験を実施している。

■ 美術学部及び美術研究科

美術学部の一般入試では各専攻とも大学入試センター試験に加えて更に2段階の試験を実施している。

芸術学を除く各専攻では、第1次試験において素描等による各領域の基礎的な能力と大学入試センター試験の結果とを総合することで、大学生及び美術専門学生に求められる基礎力を判定し、第2次試験では専門領域の実技試験により表現力を判定している。

芸術学専攻では、第1次試験において英語、地理歴史による学力試験を行い、第2次試験では小論文、実技試験及び面接により、将来必要とされる基礎力や展開能力を判定している。

自己推薦特別入試は彫刻専攻、デザイン専攻で22歳以下の者を対象に実施し、調査書、自己推薦書及び自己アピール資料による審査後、面接及び小論文等による試験を行っている。

大学院博士前期課程では、各領域ともに作品審査（面接を含む）を行い、日本画領域、陶磁領域につい

ては実技試験を、芸術学領域は外国語試験、論述試験、論文審査及び面接を行うことにより、研究目的の明確化と研究能力、研究意欲を評価している。

大学院博士後期課程においては、更に目的意識と研究意欲の高い学生を求めべく作品提出、研究計画書、論文試験及び口頭試問を課し、3日間にわたる入学試験を実施している。

■ 音楽学部及び音楽研究科

音楽学部の一般入試では、各専攻（コース）別に第1次試験又は第1次及び第2次試験として専攻別実技試験を行い、楽典（作曲専攻を除く）、ソルフェージュ、ピアノ実技試験（ピアノコースを除く）及び大学入試センター試験と合わせて、各専攻（コース）別の配点により「総合点」として判定している。

作曲専攻（作曲コース）の数時間に及ぶ創作課題、作曲専攻（音楽学コース）の学科試験、声楽専攻と器楽専攻での受験生が一人ずつ課題曲や自由曲を演奏する実技試験等、多彩な方法により試験を実施している。

推薦特別入試では、調査書、学校長の推薦書及び音楽活動記録書による審査後、より高度な実技試験を実施している。

大学院博士前期課程においても、各領域別に様々な専門実技試験や外国語及び西洋音楽史の筆記試験を課している。

大学院博士後期課程の入学試験では、各領域で定められた更に高度な実技試験（創作・表現研究系）、提出論文（理論研究系）をはじめ、外国語、研究計画書に基づく口述試験を課している。

以上のように、両学部の各専攻（コース）、大学院研究科のそれぞれの入学試験では、アドミッション・ポリシーに沿って様々な受入方法が実施され、受験生の能力を的確に判定し、機能している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

両学部ともに留学生の特別な入学試験は行っていないが、一般入試で日本留学試験（日本学生支援機構実施）を大学入試センター試験の代わりとし、実技試験を課している。

美術学部は全専攻で社会人特別入試を行い、学生募集要項にアドミッション・ポリシーとともに社会人特別入試の趣旨「社会人経験を経た上で、日本画、油画、彫刻、芸術学、デザイン、陶磁の芸術・学問諸分野のいずれかに対して、強い意欲を持って学びたいと望む一般市民を対象に、大学の門戸を開き、芸術の生涯教育に資するべく社会人特別入試を実施します。社会での経験を生かした幅広い視野から、創作や研究に励み、自己の能力を磨き、再び社会の諸分野で活躍することを期待するものであります。」が記載され、周知を図っている（平成13年度より）。

社会人特別入試では、社会人の経験を3年以上有する23歳以上の者を対象に、志願理由書、自己推薦資料等、小論文、実技及び面接などの組合せにより総合的に判定、選抜している。なお、音楽学部においては実施していない。

そのほか、両学部ともに特別入試での留学生及び転入・編入学生の受入については該当がない。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

芸術教育・学生支援センターの下に美術学部入学試験委員会、音楽学部入学試験委員会が設置されてお

り、芸術教育・学生支援センター長、両学部入学試験委員会委員長からなる三者会議が開かれている。各募集要項、実施方法等は教育研究審議会での最終審議を経て承認されている。

美術学部では、多数の入学志願者に対し公正に実技試験が行われるように各専攻で独自の実施マニュアルを定めている。

音楽学部の実技試験では、各専攻（コース）別に実施方法（試験会場、伴奏者との打合せ等）や採点方法の取決めを行っており、音楽関連科目（楽典、ソルフェージュ）では実施要領を冊子にまとめている。

実技試験の審査においては、美術学部及び音楽学部のいずれの専攻（コース）においても、偏った判定が行われないよう複数の審査員（音楽学部では専門性を有する非常勤講師を含む）による採点を集計して、公正な実技試験の実施に努めている。両学部とも各学部全専攻が参加する合否判定会議を行い、第1次試験、第2次試験について、その都度、全受験生の得点を審議して判定とチェックを行っている。最終的な合否は入学試験判定会議で審議の上、決定している。

美術、音楽の各大学院博士前期課程では、学部と同様に領域で判定の後、各研究科会議メンバーによる入学試験判定会議で審議と合否の決定を行っている。大学院博士後期課程においては、美術、音楽の各大学院博士後期課程委員会メンバーによる入学試験判定会議で判定の後、各研究科会議で承認を得ている。

全試験について、法人の定めた「口頭により開示請求を行うことができる個人情報の指定」により、受験者本人が口頭により自己の入試結果の開示を請求した場合の対応を行い、実技試験等の到達度を受験者に示している。

成績口頭開示請求は平成19～22年度の4年間で年平均385件ののぼり、同期間の受験者平均1,336.5人の約28%がこの制度を活用している。これにより、受験生に有用な情報を提供していることが推認される。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正な実施に努めていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

当該大学では少人数教育を実施しており、入学後の授業の中で作品、研究、演奏等の評価ができるため、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われていることを直接、検証できる。検証結果は様々な方法で次年度以降の入学試験に反映されている。

美術学部では、入学試験の後、専攻ごとに改善点を検討し、改善策は学部入学試験委員会で審議決定され、次年度以降の入学試験に活かされている。

例えば、芸術学専攻では、社会人特別入試及び一般入試において定員の見直しを行っている。また、デザイン専攻で行われている自己推薦特別入試において募集人員の増加を図っている（平成16年度から）。彫刻専攻も自己推薦特別入試を導入している（平成22年度から）。

また、平成22年度入学試験からの後期日程への移行に伴い、デザイン専攻を除く5専攻で第1次試験日を1日間に揃え、デザイン専攻では第1次、第2次試験の2段階選抜から2日間（第1次のみ）の選抜とし、受験生に配慮した日程となっている。

試験内容として、第1次試験の描写に関して油画専攻・彫刻専攻では、鉛筆・木炭など描写方法の選択幅を持たせている。

大学院美術研究科においても提出作品の多様化に対応し、入学試験の柔軟性が図られている。

他方、音楽学部では、年度始めに入学試験の反省会を開くとともに、通常の入学試験委員会においても過年度の実施状況を検討し、次年度以降の入学試験において改善を図っている。専攻（コース）ごとに前

年度の実技試験の状況を検討して、次年度の実技課題曲の曲目を決定している。

また、作曲専攻（作曲、音楽学）及び器楽専攻（弦楽器、管打楽器）が平成 22 年度から、声楽専攻が平成 23 年度から、推薦特別入試を実施することとし、大学院音楽研究科においても、同様に実技課題曲や試験実施方法の見直しを行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-⑤ 入試結果の開示が行われているか。（当該大学の設定した独自の観点）

この観点は、観点 4-2-③において併せて分析する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 18～22 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 21 年 4 月に設置された美術研究科（博士後期課程）及び音楽研究科（博士後期課程）は平成 21～22 年度の 2 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 美術学部：1.03 倍
- ・ 音楽学部：1.03 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 美術研究科：1.25 倍
- ・ 音楽研究科：0.97 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 美術研究科：1.50 倍
- ・ 音楽研究科：1.33 倍

美術研究科（博士後期課程）及び音楽研究科（博士後期課程）については 2 年間の平均入学定員超過率が高いが、開設 2 年目に改善が見られる。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 美術学部における特別入試（社会人、自己推薦）、音楽学部における推薦特別入試など、入学試験の枠を広げ、多様な人材の受入に努めている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学士課程の授業科目は、専門教育科目、基礎教育科目、教養教育科目からなり、専門教育科目を中心とし、基礎教育科目と教養教育科目が段階的に学べるように、教育課程が体系的に編成されている。教職に関する科目（教職課程）と博物館に関する科目（博物館学課程）についても、適切に配置されている。

専門教育科目は、個人指導による実技（芸術学専攻や作曲専攻音楽学コースにおける研究指導を含む。）を中心とした専攻科目と、それを補完発展させるための関連科目からなっている。

これら3つの科目群（専門教育科目、基礎教育科目、教養教育科目）における必修科目と選択科目のバランスは、両学部とも専攻、コースごとに、その専門に照らし合わせて個別に設定されている。

3つの科目群の学年別配置については、原則として、1～2年次では午前に専門教育科目及び基礎教育科目、午後に教養教育科目等を履修するよう時間割を設定し、3～4年次では午前、午後とも専門教育科目及び基礎教育科目に充て、科目群のバランスに配慮している。

各授業科目の開講時期、単位数、目的、内容等については、シラバスに詳述され、教職に関する科目（教職課程）、博物館に関する科目（博物館学課程）は2～4年次を中心に設定され、講義及び実習を行っている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学の教員は“芸術家集団”として各々の専門分野を活かした授業科目を担当しており、徹底した基礎教育から先端的な芸術表現についても対応した授業内容を提供している。様々な授業の中には、展示発表、フィールドワーク、各種演奏会や芸術と科学との関連を扱う授業（「芸術と諸科学」など）等が含まれており、社会と芸術とのかかわりそのものも授業内容に取り込んでいる。さらに、芸術表現の動向を反映した、非常勤講師の招へいによる特別な講演を実施している。

海外から招へいたアーティストが当該大学に滞在し、制作、講義、演奏等を学生・教員との協働で行う催しである「アーティスト・イン・レジデンス」は、専門教育科目と関連付けられ、芸術の創作現場体験を提供している。

シラバスは毎年度更新されており、研究成果を反映している。

音楽学部学生に対して、美術学部開設科目の一部について、4単位までの履修を認めている（平成19年度より。卒業単位には算入せず）。また、愛知県立大学との単位互換、並びに愛知県内の4年制大学が加盟する愛知学長懇話会において締結された「単位互換に関する包括協定書」に基づく単位互換を行い、これによって、大学独自に開講することが困難な分野の科目を補完し、学生の多様なニーズに対応している。そのほか、学生の履修に便宜を図るため、他大学で修得した単位について、学則に定められた範囲内で既修得単位として認定している。

加えて、卒業後の受講希望、社会人の科目受講のニーズにこたえるため、科目等履修生の制度を活用するとともに、研究生、聴講生、特別聴講学生、研修員、客員共同研究員の制度が設けられている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

美術学部においては学生の時間外教室使用を認めている。使用できるのは基本的に開講日の17時40分から21時の間である。特に高学年次では、課題や作品発表のために時間外の教室使用をする学生が多い。ほかに、学内での作品展示（芸術資料館や教室）も授業に組み込まれており、また、学外研修（日本画、油画、彫刻、デザインでは古美術研究旅行）では、数日間、宿泊しながら研究する学習を行っている。普段の実技授業でも、進行の遅れた学生には教員の指導の下、補助的な課題を与えるなどして個別に対応している。

音楽学部の実技系授業においては、基礎訓練から事前練習、分奏・総奏（トゥッティ）に至るまで、学修形態、進度に沿った様々な練習が必要である。このため、音楽学部のほぼすべての練習室、教室が平日・休日を問わず稼働している。授業時間中の空室も学生の練習のために開放されている（音楽学部施設使用可能時間：平日7時30分から8時45分、17時40分から21時、土・日・祝日等7時30分から21時、講義室使用可能時間：平日授業時間帯を除く9時から19時。）。また、教員は適宜、実技の補習を行っている。

芸術教育は自発的な努力の積み重ねであり、学生は教員から自主学習に沿ったアドバイスを受け、優れた芸術家・研究者を目指している。また、学生も制作、練習等のために大学施設を積極的に活用している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

主に実技授業は通年で行われ、学年次を重ねることによって積層的に内容を増して行くようになっている。学生がそれぞれの特性に沿った表現、研究内容を目指すよう、各学生の個性を尊重した指導が行われている。また、専攻（コース）によっては、学生の受講・制作活動を記録する学生ファイル等を作成し、参考にしている。

中心的な科目である専門教育科目では、主に個人指導を含む少人数教育が行われている。基礎教育科目においては、芸術にかかわる基礎的な知識を講義・演習によって教授している。また教養教育科目では、科目内容に応じて講義・演習・実習の形態をとっている。これらの授業カリキュラムは学部・専攻・コースごとに、専門領域に最適な組合せとなっている。

各専攻（コース）の専門性を考慮し必要に応じて、実技指導（演習・実習）を中心に、講義による科目が配置されている。授業の実施に当たっては、個人指導を含んだ少人数教育を中心に学習指導を工夫している。一貫性のある学生指導のために、学生の学習状況を把握する工夫がなされている。

美術学部の専門教育科目においては、科目を1～5週間程度に区切りそれぞれの期間ごとに課題を課している。授業では制作中に学生への個人指導を行いながら、課題提出時に全受講生を対象に講評授業が行われている。教員が4年間を通じて一貫性のある学生指導を行えるように教育課程が組まれている。

音楽学部の専門教育科目においても、楽曲に応じて独奏、少人数のアンサンブルから大人数のオーケストラ、合唱、オペラまで、様々な編成・形態がとられている。各専攻（コース）の授業科目「〇〇研究」は個人指導によるレッスンであり、副科実技である「声楽」、「ピアノ奏法」においても個人指導が行われている。他の実技系科目についても、複数教員の担当により、多角的な視野から学生を指導すると同時に、必要に応じて授業中に学生を個人指導することも可能となっている。

さらに、展覧会、演奏会、作品・論文の発表会などが多数設定され、講評等により学習の成果を客観的に捉えることができる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法等の項目があるほか、「受講のルール」や「留意事項」によって事前学習の指示や履修条件等を提示している。また、平成22年度以降は学生ポータルサイトで利用でき、学生や教職員がいつでもシラバスを参照できるようになっている。なお、シラバスの作成に当たっては、教員がマニュアル「シラバス作成の手引き」に従って必要事項を記載している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

当該大学の授業は個人指導を含む少人数教育が中心となっている。各学生は実技授業に対する準備、予習、課題制作、教員のアドバイスによる自主学习を積極的に行っている。アトリエ、工房、練習室、演奏

室、図書館、コンピュータ室等の施設が授業時間外に開放されている。

実技授業では個々の学生の状況を見ながら指導を行っているため、学生の学力（実技力）の状況をつかみやすく、問題の早期発見と対策が行える。

また、学生の進度に合わせて補習授業を行うことがある。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 教育の目的に沿って、学生の個性を伸長するための取組が成されているか。（当該大学の設定した独自の観点）この観点は、観点5-2-①において併せて分析する。

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価については学則第43条に規定されており、学生便覧を通して学生に周知されている。

各授業のシラバスには授業の目標や評価方法などが明記されている。担当教員は、試験や作品、講評会、レポート、ディスカッション授業の内容、出席状況などを総合的に判断して、成績評価と単位認定を行っている。また、必修科目の中で重要な実技授業には複数の教員がかかわっており、より総合的に成績評価と単位認定が行われている。

卒業に関しては、学則第45条に従い、学科及び専攻所定の科目につき規定の単位数を修得した学生に対して認定を行っている。両学部とも単位修得一覧表に加えて、卒業論文等（美術学部においては卒業論文、卒業制作、音楽学部においては卒業論文、卒業作品、卒業演奏）についての評価資料を作成し、これを基に教授会メンバーによる卒業判定会議で認定を行っている。また、毎年、卒業制作作品展（愛知県美術館）、卒業演奏会（奏楽堂）において、卒業作品、卒業論文、卒業演奏などが公開され、卒業生の水準が社会に示されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

課題作品に対して複数教員による公開の講評を行い、また、音楽学部実技試験では、複数教員による審査を行い、客観性・公平性をより高めている。

成績評価の正確さを担保するために、成績通知書が配付される4月と10月を成績に関する質問期間と

し、学生からの問合せを受け付けている。この仕組みについては、掲示並びに学生に渡される成績通知書の欄外記載によって周知を図っている。問合せとそれに対する回答に学務課職員を仲介させることによって、学生の申し出を容易にするとともに公平性を保っている。

なお、課題作品の写真、演奏試験の録音、試験用紙については各専攻（コース）で保存している。これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院課程（美術研究科、音楽研究科）の授業科目は、2年間の博士前期課程と3年間の博士後期課程とに区分されている。各研究科の博士前期課程を修了した者に対しては、修士の学位が授与される。博士後期課程については平成21年度より新設され、現在2年目の教育課程が行われている。

大学院の開設科目は、専攻科目の一層の研鑽、深化を促すため、個人指導による実技（芸術学領域や音楽学領域における研究指導を含む）を中心とした「総合研究」（必修科目）及び「修士作品」、「修士論文」、「修士演奏」（領域ごとにいずれかを必修）がある。そして、領域横断的、学際的研究を発展させるための多彩な「美術特別研究」、「特殊研究」（選択科目）等がある。

美術研究科の「美術特別研究」には、教員の研究活動に参加する「プロジェクト研究」が含まれている。音楽研究科では選択科目として、更にオーケストラ、弦楽・管楽合奏等の学部学生との共同授業、オペラ総合研究、室内楽等の大学院単独開設授業が加わる。

両研究科ともに学生の研究目的、研究能力、研究分野に応じて一人一人が意識を持って履修科目を選択できるよう設定されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科の開設科目は、大学院担当教員の専門領域を扱っており、教員の研究活動の成果が直接活かされた専門性の高い内容である。学生は教員と協働して様々な研究活動を行う環境にある。

芸術表現の動向を反映した、非常勤講師の招へいによる特別な講演等も実施している。また、「アーティスト・イン・レジデンス」においては海外からの招へいアーティストとの協働によって、研究活動を行う機会が設けられている。

美術研究科博士前期課程では、104科目の「美術特別研究」を用意し、多様な学生の興味にこたえている。また、社会・学生のニーズに応じた内容を柔軟に扱うために「プロジェクト研究」を用意している。現在は、文化財保存修復、美術教育プログラムの構築、国際交流等のプロジェクトが実行されている。

音楽研究科博士前期課程では、「特殊研究」の下に理論系、実技系合わせて9領域（7領域+複合領域、教養教育）、36の科目が開講され（平成21年度実績）、学生の多様な関心にこたえている。「室内楽2」は学生が自主的にグループを組み、教員を指名して、その指導を受けるというシステムをとっている。また、「アート・マネジメント」は、芸術家の社会における自立に資するために導入された科目である。

ほかに、研修生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修員、客員共同研究員の制度が設けられている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

時間外学習を保証するために、学内施設（工房、アトリエ、練習室）の時間外使用が認められている。また、様々な形態で教員と協働して充実した研究活動を行っている。加えて、両研究科の博士後期課程の学生には、アトリエ、スタジオ、練習室、演奏室を備えた専用の研究棟がそれぞれ用意されており、グランドピアノ、論文執筆用パソコン等も設置されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

大学院の研究の中心は表現活動であり、そのために実践的な演習・実習等の実技を伴う科目が重点的に配置されている。その指導方法は、個人指導を含んだ少人数教育をより徹底させることにより、個性を伸ばすよう配慮されている。具体的には、実技授業を中心とした研究はその趣旨に沿って行われており、個人、少人数対象の実技指導で学生の個性、資質を実際的にみながら、研究を進めている。理論、論文を扱う講義においても、演習の要素を取り入れるとともに、個別指導を行う授業内容となっている。

美術研究科の実技系授業では、学内外での作品発表のほか、研究調査、地域行政や企業との連携事業等、多様な取組が行われている。

音楽研究科の実技系授業では、独奏・独唱から少人数のアンサンブル、さらには総合芸術としてのオペラまで、様々な編成・形態の音楽作品を取り上げるため、授業形態も柔軟かつ多様なものとなっている。

ただ、授業科目が多く、授業時間が重複することもあり、授業科目選択の幅は広いとはいえない状況である。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じたおおむね適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法等の項目があるほか、「受講のルール」や「留意事項」によって事前学習の指示や履修条件等を提示している。また、平成22年度以降は学生ポータルサイトで利用でき、学生や教職員がいつでもシラバスを参照できるようになっている。シラバスの作成に当たっては、教員がマニュアルに従って必要事項を記載している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 教育の目的に沿って、学生の個性を伸長するための取組が成されているか。（当該大学の設定した独自の観点）この観点は、観点5-5-①において併せて分析する。

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

平成 19 年度の大学院改組（一専攻化）に伴い、美術、音楽それぞれの研究科では研究室体制が確立されている。

学生は担当教員の指導、あるいは担当教員との面談により研究計画を整理して「研究計画書」を提出し、それを基に研究指導が行われている。

さらに、必修科目の「美術総合研究」、「音楽総合研究」において基本的な研究内容を日々、検証しつつ指導が行われている。

他領域に関係する「美術特別研究（プロジェクト研究）」、「特殊研究（複合領域）」等の選択科目では、教員間の連携の下で指導が行われている。

平成 21 年度に博士後期課程が設置され、研究計画書に基づく指導の重要性が認識されるようになっていく。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

研究室体制の下、普段より学内において作品発表、研究発表、演奏等の活動が行われている。

美術研究科では芸術資料館において学生の研究発表会、音楽研究科では大学院オペラ公演等、学生自身の企画・構成により様々な催しが行われており、創作・研究活動の自発性がおのずと養われるようになっている。

学外においても、各種コンクール・コンペティションや展覧会、演奏会への出品や参加、教員との協働作業、展覧会や演奏会のボランティア参加等その活動は多岐にわたっている。それらの活動は、創作家・研究者・表現者としての実践的な体験となっている。

また、両研究科とも学生に大学教育を教える側からの体験をさせるために、TAの制度を設けているほか、教員の行う実際の研究活動に参加するために、RAの制度も設けている。これらによって、教育能力・研究能力の訓練・育成を図っている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院における成績評価基準、修了認定基準については、大学院学則第 26 条に規定されており、各授

業のシラバスには授業の目標や評価方法などが明記され、学生に周知が図られている。

修了認定については、同じく大学院学則の第 29 条に博士前期課程の修了要件が規定されており、毎年 2 月に美術・音楽両研究科で開催される修了判定会議の際には、大学院学則に基づいて修了認定が行われている。また、平成 21 年度設置の博士後期課程の修了要件も同条第 2 項に規定されている。

両研究科とも単位修得一覧表、修士論文等（美術研究科においては修士作品、修了論文、音楽研究科においては修士論文、修士作品、修士演奏）についての評価資料を作成し、これを基に研究科会議メンバーによる修了判定会議で認定を行っている。また、毎年、修了制作作品展（愛知県美術館）、修士演奏会（宗次ホール）において、修士作品、修士論文、修士演奏等が公開され、修了生の水準が社会に示されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文等（作品・演奏を含む）の審査に関しては、大学院学位規程の第 5 条から第 7 条までに定められている。これらは学生便覧に掲載するとともに、入学時のガイダンスで学生に周知されている。

美術研究科博士前期課程においては、修士作品等（論文を含む。）は、複数の教員によって審査されている。学位論文等は、「修士作品」又は「修士論文」として科目化されている。

音楽研究科博士前期課程においては、修士論文（音楽学領域）、修士作品（作曲領域）、修士演奏（声楽、鍵盤楽器、弦楽器、管楽器、打楽器の各領域）、これらすべてが修士論文等として評価の対象となる。これらはそれぞれ「音楽総合研究修士論文」、「音楽総合研究修士作品」、「音楽総合研究修士演奏」として授業科目となっている。これらは学生便覧、履修案内によって学生に周知されている。

両研究科とも修士論文等（美術研究科においては修士作品、修了論文、音楽研究科においては修士論文、修士作品、修士演奏）について大学院学則第 3 条の目的に照らして複数教員が審査し、これを基に研究科会議メンバーによる修了判定会議で認定を行っている。なお、平成 22 年度現在、芸術表現にふさわしい評価基準を明文化し、周知すべく検討を進めているところである。博士論文についても、課程発足 2 年目であることから、評価基準等の検討を進めているところである。

これらのことから、大略的には、学位論文に係る審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

作品研究発表に対して複数教員による公開の講評・審査を行い、客観性・公平性を高めている。

また、学内での作品発表（芸術資料館）、演奏会（奏楽堂）、修了制作作品展（愛知県美術館）、修士演奏会（宗次ホール）は一般に公開されている。

さらに、4 月と 10 月に成績に関する質問期間を設けて、学生からの問合せに応じている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育方法は、研究者・作家・演奏家などの芸術家集団である教員による丁寧な個人指導を含んだ少人数教育に重点を置き、学生の自主研究をベースに学習進度に応じた様々な授業形態によって、個人の尊重を重視した教育方法を採用している。
- 大学院においては美術、音楽両研究科とも一専攻化し、研究室体制が確立され、個々の学生の研究計画・内容に対応して、多様な領域の研究室が複合的にかかわることにより、学生の個性を伸ばす教育が行われている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

芸術大学の特性から、実技授業を中心に少人数教育を行っており、各学生の資質、能力を常日頃からきめ細かに検証、評価している。そのため、普段より各専攻（コース）、学部、研究科での組織的な表現発表の場が設けられ、学生の資質・能力等が評価されている。

美術学部及び大学院美術研究科の実技を主とした専門教育科目では、各年次に提示された課題の終了時には学生各自が作品の展示発表を行っている。展示発表では、複数の担当教員の前で学生に制作意図や制作過程での問題点、今後への展望等を述べさせ、課題に対する取り組み方や内容等を確認している。卒業、修了時においても専攻、領域ごとに学生の作品や論文を展示発表し、資質や能力について専攻教員全員参加による卒業（修了）判定審査を行い、内容・水準の維持・向上に努めている。

音楽学部及び大学院音楽研究科の実技を主とした専門教育科目では、各年次に提出課題（作曲専攻作曲／音楽学コース）、実技試験（声楽専攻、器楽専攻ピアノ／弦／管打コース）を課し、指導教員も含めた複数の教員が審査して成績を評価している。卒業、修了時においても専攻、領域ごとに学生の作品、論文、演奏を発表し、資質や能力について専攻教員全員参加による卒業（修了）判定審査を行い、内容・水準の維持・向上に努めている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学では、専門教育科目には履修年次の指定があり、教養教育科目は2年次までに必要単位数を修得するよう指導している。

美術学部では、平成21年度卒業生の標準修業年限内の卒業率は、83.3%となっている。大学院美術研究科においては、74.5%が標準修業年限で修了している。音楽学部では、平成21年度卒業生の標準修業年限内の卒業率は、92.3%となっている。大学院音楽研究科においては、93.5%が標準修業年限で修了している。

美術学部及び大学院美術研究科の卒業・修了に当たっては、愛知県美術館において卒業・修了作品展を開催している。これは、教育研究成果を直接社会に問うものである。併せて『卒業・修了作品集』が出版されている。

音楽学部及び大学院音楽研究科では、愛知芸術文化センターの芸術劇場コンサートホールにおいて定期

演奏会、卒業演奏会を開催している。また、作曲作品演奏会として、学外演奏家が学生の選考作品を初演し、講評を行う演奏会を大学において催している。

教養教育科目については、授業期間の前期、後期の終了時にテスト、あるいはレポートを課し、授業内容の理解度を確認している。また、教育職員免許状や学芸員資格を取得する学生に対しては、教職課程、博物館学課程等の委員会において成績及び実習評価を精査し、認定している。平成19年度から21年度までの3年間に教育職員免許状及び博物館学芸員資格取得は、年間平均（延べ人数）で美術学部60人、同研究科15人、音楽学部124人、同研究科26人である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

以前より専攻（コース）ごとに授業評価アンケートや学生の意見聴取が行われてきたが、平成19年度より全学で組織的に実施されている。

授業評価アンケートの結果によれば、「授業内容への興味・関心が高まった」、「専門能力の向上に役立った」など、授業に対する学生の満足度は高い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生は卒業後、様々な形で芸術家を目指し表現活動に専念する者が多く、海外オーケストラメンバー、ソリスト、画家、彫刻家や、企業のデザイン部門、教育者等として、愛知県及び日本の国内外の美術、音楽、産業、教育界で活躍しており、芸術文化の発展に寄与している。

学部卒業生のうち、進学が42%強、就職（就職活動継続を含む。）が26%強、非就職が21%強で、非就職のうち40%以上が芸術活動に携わっている（平成21年度）。大学院修了生についても、進学が22%強、就職（就職活動継続を含む。）が29%、非就職が32%強で、非就職のうち80%以上が芸術活動に携わっている（平成21年度）。就職先はほとんどが芸術関係である。

学部学生においては、更に研鑽を積み研究に励もうとする学生が増え、大学院学生については、研究してきた成果を活かそうとする学生が増えてきている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）生は、美術館や画廊、コンペティション、演奏会、コンクール等で表現活動や作品発表を行うことが多く、それぞれの関係者から高い評価を受けている。

また、就職に関しては、卒業（修了）生に向けての追跡調査（平成20年度実施）において、最初の進路を決める時に、「自分を試すような仕事・活動に取り組むことができる」、「仕事を通じて他の人々や社会に貢献するものを重視した」進路先を選択する学生が回答数の60%近くに及んでいる。

さらに、当該大学の卒業（修了）生は、その専門性だけでなく人物性についても、就職した企業においての評価が高く、卒業（修了）生を継続して採用している企業もある。

これらのことから、卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、教育の成果や効

果が上がっていると判断する。

6-1-⑥ 在学生の研究発表活動（展覧会・演奏会・その他表現活動）を通して、教育の成果や効果が上がっているか。
（当該大学の設定した独自の観点）

美術学部、音楽学部及び大学院の美術研究科、音楽研究科の在学生は、年間を通して日頃の研究を発表するため学内外において展覧会（グループ展、個展等）や演奏会（コンサート、オペラ等）を行い、その数は平成21年度で展覧会21回、学内演奏会18回、学外演奏会25回にも及び、教育・研究成果を、広く、活発に、直接社会に示しており、地域文化に大きく寄与している。このことは、学生の表現能力を更に高めることにつながっている。その結果、学外の公募展、コンペティション、コンクールで受賞するなど、社会からも高い評価を受けている。

これらのことから、在学生の研究発表活動（展覧会・演奏会・その他表現活動）を通して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 卒業（修了）認定後、作品、論文、演奏が地域に公開され、卒業生、修了生の水準が社会に示されており、かつ高い評価を得ている。
- 在学生・卒業（修了）生は国内外の公募展、コンペティション、コンクールで受賞等の実績を上げている者が少なくなく、卒業（修了）後は海外のオーケストラのメンバーやソリストのほか、画家、彫刻家等アーティスト、デザイナーとして活躍する者や、教員等様々な分野・領域で社会に貢献する者も多く、国内外の芸術文化の発展に寄与する人材を輩出している。
- 美術学部、音楽学部及び大学院の美術研究科、音楽研究科の在学生は、年間を通して日頃の研究を発表するため学内外において展覧会（グループ展、個展等）や演奏会（コンサート、オペラ等）を行い、当該大学での教育・研究成果を、広く直接社会に示し、地域文化に大きく寄与している。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入学生に対しては、入学後の学生生活ガイダンス、教養教育科目等ガイダンス、専門教育科目（美術学部）ガイダンス、専門教育科目（音楽学部）ガイダンス、大学院美術研究科ガイダンス（博士前期課程、博士後期課程も含む。）、大学院音楽研究科ガイダンス（博士前期課程、博士後期課程も含む。）が、学生便覧やシラバス、履修案内に基づいて実施されている。在学生についても前期、後期の授業開始時に美術、音楽両学部の各専攻において、授業や教育課程についてのガイダンスが行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

当該大学は実技専門教育を主とし、そのため少人数教育が行われている。その結果、教員と学生の間、先輩後輩の間で常に意見交換や情報の共有等、緊密に意思の疎通が行われている。教員・学生相互に、芸術に対する理想と崇敬の心構えが共有されている。

加えて、平成19年度より全学においてオフィスアワー制度を実施し、教員と学生の間でより緊密な相談体制が確立している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

身体に障害等のある学生に対してノートテイク・サービス、アテンダント・サービスを提供し支援を行うため、平成19年度より障害学生支援制度を整備している。

また、留学生への支援については、留学生チューター制度を設け、大学院学生が、学部学生、大学院学生、研究生等の留学生に対して個別指導（日本語補助、生活支援等）を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

芸術教育にふさわしい学生の自主的学習支援として、アトリエ、工房、練習室、講義室等の大学の諸施設の利用について、「時間外使用」を含め、管理運営規程を定めて有効に活用している。しかし、これらの施設は狭隘で、かつ老朽化しているとともに空調システムなども効果的に機能しているとは言い難く、学生の不満が強い。

女子学生寮が大学内に設置されており、美術学部学生にはアトリエ、音楽学部学生にはレッスン室が併設され、自主学習のために開放されている。

また、大学が保有する楽器を学生に貸与し、自主的な練習のために役立てている。

これらのことから、自主的学習環境が一定程度整備され効果的に利用されているものの、狭隘で老朽化している点などに深刻な問題があると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生自治会（平成 20 年度設立）と大学の間で、学生の日常生活の向上について協議を行い、大学内の美化や施設の整備を行っている。

芸術教育・学生支援センターは、クラブ・サークル活動団体の申請受付や許可業務を行っており、大学や後援会が活動を支援している。

芸術祭や四芸祭については、その都度設けられる学生の自主的運営組織と大学が緊密な協力体制をとりつつ、芸術大学独自の特徴的な活動として、重点的に支援やアドバイスを行っている。

毎年 11 月上旬に行われる芸術祭は、学生の作品展示、学生や教員による演奏会・オペラ、講演会、屋外ステージ演奏、模擬店等が企画、運営されている。

また、国公立系芸術大学（東京芸術大学、愛知県立芸術大学、金沢美術工芸大学、京都市立芸術大学、沖縄県立芸術大学（オブザーバー参加））が毎年持ち回りで 5 月下旬に開催大学へ集まって行われる四芸祭は、体育・芸術文化活動の交流を図る伝統的な催しで、芸術大学間の教職員・学生と交流して大きな教育的効果を発揮している。

以上、学生自治会、クラブ・サークル活動、芸術祭、四芸祭の各運営は、芸術教育・学生支援センターの下で学生委員会が支援している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

法人化以降、芸術教育・学生支援センターの下で、生活支援にかかわる学生のニーズの把握や対処が一元的に行われている。また、学生生活に関するアンケートや自治会アンケートにより、学生生活全体へ学生の意見が反映されている。さらに、芸術教育・学生支援センター長、学務課職員及び自治会役員による会議を開催し、学生の要望等を聴取の上、適宜改善を行っている。

全学生を対象に毎年 4 月に定期健康診断が実施され、学生の健康管理に配慮している。保健室が設置されており、保健師が常駐して学生の傷害や疾病に対応するとともに、飲酒や喫煙等、学生の健康管理にかかわる啓発活動も行っている。

学生相談室では、複数の常勤教員（学生相談員）による相談室を設け、教員、臨床心理士、職員（学務

課、保健師) と連携して学生の相談に対応しているほか、毎週、臨床心理士によるカウンセリングを行っているが、十分には需要にこたえ切れていない面もある。

ハラスメントに関する防止規程等を整備するとともに、複数の教職員によるハラスメント相談員を配置し、学生の相談に対応している。

長久手メンタルクリニック、愛知警察署、瀬戸保健所等の学外機関と連携し、学生相談体制を整備している。

就職に関しては、学務課内に就職支援担当者を配置して進路資料の整備を行っているとともに、就職支援コーナーを設置し、パソコンによる情報取得、美術・音楽にかかわる求人情報の提供、OB・OGによる講演会、就職ガイダンスの企画、卒業生へのアンケート調査の実施等、多様な支援を行っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言が大筋では適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

階段のスロープ化や自動ドアの採用等、就学環境の整備を行うとともに、障害学生支援制度を活用し、所属専攻の学生による支援チームを組織して身体に障害等のある学生への支援を行っている。

奨学金制度情報の収集・紹介(日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費、なごや市民留学生交流員支援金、財団法人ロータリー米山記念奨学生、平和中島財団外国人留学生奨学生、財団法人市原国際奨学財団奨学金、財団法人佐藤国際文化育英財団、財団法人上山奨学財団、県立大学奨学基金)、留学生チューター制度を活用した大学院学生による学習支援や生活支援、留学生住宅総合保証制度の利用など、多面的な留学生支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

入学検定料、入学料、授業料の納付が極めて困難な学生に対する免除や減免の制度が設けられており、学生募集要項、学生便覧、大学案内、ウェブサイトに掲載され、周知が図られている。平成21年度の授業料減免は全額免除が前期73人、後期80人、半額免除が前期2人、後期1人、徴収延期が前期4人、後期1人であり、入学料減免は全額免除1人となっている。また、奨学制度については、日本学生支援機構、地方公共団体及び民間の奨学制度のほか、大学独自のものとして愛知県公立大学法人独自の成績優秀者奨学金及び海外渡航費助成制度、県立大学奨学基金(愛知県立芸術大学美術学部片岡球子奨学事業)、愛知県立芸術大学中村桃子基金(中村桃子基金奨学生助成事業)が設けられている。平成22年6月時点の日本学生支援機構奨学金の利用実績は、第一種では学部学生96人、大学院博士前期課程学生51人、大学院博士後期課程学生9人であり、第二種では学部学生210人、大学院博士前期課程学生20人、大学院博士後期課程学生1人となっている。

また、女子学生寮として、「三ヶ峯寮」(平成22年新設、個室132室、個人練習室10室・アトリエ完備)がある。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 特徴的な活動として、四芸祭や芸術祭を毎年行っている。
- 大学独自の奨学制度として、愛知県公立大学法人独自の成績優秀者奨学金及び海外渡航費助成制度、県立大学奨学基金（愛知県立芸術大学美術学部片岡球子奨学事業）、愛知県立芸術大学中村桃子基金（中村桃子基金奨学生助成事業）が設けられている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、美術学部、音楽学部、大学院美術研究科、大学院音楽研究科を有し、収容定員総数 944 人であり、それに対する校地面積は約 384,000 m²、校舎、施設の総面積は約 37,000 m²で、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

主な校舎、施設としては美術学部棟（窯場棟、実習棟等を含む。）、音楽学部棟（新音楽棟、合奏棟を含む。）、美術学部総合研究棟、講義棟、新講義棟、奏楽堂、芸術資料館、管理棟、大学会館（学生食堂を含む。）、体育館、運動場がある（図書館を除く。）。緑豊かな丘陵地に音楽、美術の各施設が東西に配置され、校地中央部に大学会館、図書館、講義棟、管理棟が南北に並び、東に音楽学部棟、西に美術学部棟が配置されている。美術、音楽の中心的な教室はアトリエ、演奏室である。また、中央部にある芸術資料館、奏楽堂においては展覧会、演奏会などが行われ、一般の来場者も多い。

教育研究に不可欠な美術学部棟、音楽学部棟、美術学部総合研究棟、講義棟、また、地域文化の振興の拠点となっている芸術資料館本館（昭和 47 年開館）、奏楽堂（昭和 44 年）などは、施設・設備を維持していくために必要な補修は行われてきたものの、老朽化に伴い、それぞれに問題を有している。内容は建物により異なるが、個別の問題点としては、狭隘性、遮音性劣化、空調システムの不備、雨漏りやそれに伴う収蔵資料の汚損などが挙げられる。このように、教育研究環境、及び文化的資料保存の面で看過できない問題を有しており、学生からの改善要望が強い。

平成 20 年度から施設の改修・改築が計画され、平成 21 年度には新しく「三ヶ峯寮」（女子学生寮）が完成している（平成 22 年度から使用開始。）。

既存施設の耐震化については平成 13 年度、18 年度と 2 回にわたり耐震調査を行い、平成 14 年度から平成 15 年度にかけて一部の施設で耐震改修工事を実施しているが、早急な対応が必要な建物も残されている。

施設のバリアフリー化については、平成 18 年度より階段スロープ、自動ドアの設置を進めているが、未対策の建物が多く残っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現のための施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断するが、老朽化が著しく、早急な改善が期待される。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

平成 19 年に学内 LAN が整備され、各研究室にもパソコンの導入が進み、教養教育及び専門科目を中心に授業で活用されるケースが増えている。ことに、美術学部デザイン・工芸科デザイン専攻や音楽学部

音楽科作曲専攻作曲コースでは、教育研究活動の多くにパソコンが活用されている。

さらに、平成 22 年度に学生ポータルサイトが導入され、履修登録のオンライン化、シラバスの閲覧、成績管理の一元化がなされている。ICT環境の整備については、平成 22 年度より芸術情報基幹ネットワークを中心に芸術情報センターが当たっている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学生便覧に美術学部施設、音楽学部施設、芸術資料館、奏楽堂、講義棟・新講義棟等の利用案内が記載されているほか、芸術資料館管理運営規程、芸術資料館運営細則、楽器貸付規程、大学会館規程、クラブハウス管理運営規程、クラブハウスの使用に関する細則が学則・学内規程に定められている。また、建物配置図、教室配置図が学生便覧に掲載されている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

芸術情報センター図書館（平成 22 年 4 月改称・座席数 128）において、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理、運用されている。

所蔵図書資料は芸術分野に重点が置かれており、専門的美術書、稀覯本、楽譜、CD/DVD、アナログレコード等の記録媒体といった独自の資料も多い。平成 19 年度に蔵書目録のデータベース化が完了し、学内外のどこからでも蔵書の検索が可能となっている。平成 20 年度末の蔵書冊数等は和書 72,000 冊、洋書 28,000 冊、楽譜 31,000 点、レコード・CD 26,000 点、LD・DVD 等 1,000 点、和雑誌 809 種、洋雑誌 49 種である。

音楽資料（楽譜、記録媒体）に関しては作品名、作曲者名等からも検索できる機能があり、多様な要求に対応できる利便性、系統的な蔵書管理を実現している。

高価な画集、楽譜等で予算上十分に購入できないもの、また、手薄な一般学術書、文芸書等に関しては、近隣大学との「共同図書環」（文部科学省戦略的大学連携支援事業「共同図書環（館）のネットワークシステムの構築と新たな教養教育プログラムの開発」（平成 20 年度採択、代表校：愛知県立大学）の事業であり、代表校、当該大学、愛知淑徳大学、名古屋外国語大学、名古屋学芸大学の 5 つの連携校間で共同図書を保有し、それら図書や図書に関する情報を大学間で共有活用しようという実験的な取組のために開発された新システム。）及び愛知芸術文化センターライブラリーとのネットワーク化で補っている。

運営は、美術、音楽両学部の各専攻（コース）から選出された図書委員がその任に当たっている。学生、教職員の利用に当たっては、開講期間の変動や放課後の自主学習、研究に対応している。図書カードと電子ゲートによる貸出管理、利用管理により、利用データを把握している。また、図書館ウェブサイトを開設し、学内外に周知を図っている。

なお、図書館開館時間は平日 9 時から 20 時（土・日・国民の祝日と毎月第 1 月曜日は休館）、休業期間中は 9 時から 17 時となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

8-2-2② 資料館、奏楽堂等が設置され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。(当該大学の設定した独自の観点)

関東文化圏と関西文化圏に挟まれた中部に独自の文化圏の確立を目的として創設された大学にふさわしく、芸術資料館及び法隆寺金堂壁画模写展示館、奏楽堂が設置されており、教育研究施設として有効に活用されているだけでなく、一般公開、特別公開、公開演奏会などで学外からの来訪も数多く、地域文化の発展に大いに寄与している。

芸術資料館は、芸術作品の収蔵、資料活用によって図書館機能を補完する目的のみならず、展示する目的にも活用されており、ことに近年、展示公開の機会、施設活用が増加、多様化している。博物館相当施設（平成19年2月指定）として収蔵資料を毎年公開しているほか、学生の研究発表展、教員展が催され、また「アーティスト・イン・レジデンス」で招へいた国内外アーティストによる企画展にも活用されている。

法隆寺金堂壁画模写展示館は芸術資料館の分館として、法隆寺壁画焼損以前の状態を忠実に復元した壁画を展示しており、一般公開、特別公開時には学外からの来訪も数多い。ほかに、保存施設として古窯址保存小屋を有している。

奏楽堂は主に演奏研究の発表の場として、独奏、アンサンブル、オーケストラ、オペラ試演会等、また公開講座、特別講座（レクチャー）にも幅広く活用されている。入学式、卒業式等の式典、また、オープンキャンパス主会場としても使用されている。近年、大学への交通アクセス改善に伴い、公開演奏会、講座等への学外からの来訪も数多い。

芸術資料館、奏楽堂の運営については芸術創造センターが統括し、各々の運営委員会が任に当たっている。

これらのことから、資料館、奏楽堂等が設置され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 関東文化圏と関西文化圏に挟まれた中部に独自の文化圏の確立を目的として創設された大学にふさわしく、芸術資料館及び法隆寺金堂壁画模写展示館、奏楽堂が設置されており、教育研究施設として有効に活用されているだけでなく、一般公開、特別公開、公開演奏会などで学外からの来訪も数多く、地域文化の発展に大いに寄与している。

【改善を要する点】

- 当該大学の教育研究に不可欠な美術学部棟、音楽学部棟、美術学部総合研究棟、講義棟、また、地域文化の振興の拠点となっている芸術資料館本館、奏楽堂などは、施設・設備を維持していくために必要な補修は行われてきたものの、老朽化に伴い、教育研究環境、及び文化的資料保存の面で看過できない問題を有している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

美術学部の実技系各専攻では、個別に学生の創作活動(制作プロセスや提出された課題作品)を記録し、学生ファイルとして保存、指導時の参考としている。卒業・修了作品の展覧会を行うとともに、『卒業・修了作品集』を毎年編集発行し、資料、記録として公表している。芸術学専攻では、研究活動記録として冊子『PLUS OPUS』を発行している。卒業時には卒業論文審査を行い、論文データを収集、蓄積している。

音楽学部では定期演奏会、定期公演、卒業演奏会、作曲作品演奏会のライブ録音を行い記録しているほか、実技試験の記録として学生の演奏を記録媒体(CD、電子データ)に保存し、実技指導の参考としても活用している。音楽学コースでは研究活動記録として冊子『MIXED MUSES』を発行している。卒業時には卒業論文審査を行い、論文データを適切に収集、蓄積している。

教務データ、学籍データ等は、学務課において管理している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員(教職員及び学生)の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

芸術教育の特長である少人数教育においては、おのずと学生、教員間の意見交換や情報の共有等が行われ、教育の質の向上、改善は常日頃より行われている。

組織的な取組としては授業評価アンケートを実施している。授業を受ける施設の不備についての指摘が多く、順次改善に努めている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

個人や法人による支援組織として発足した「愛芸アシスト」(平成19年度発足)では、支援者(愛芸アシスト会員)からの意見交換の場が設けられている。

芸術教育・学生支援センターでは、卒業生や企業の就職関係者等が来学した際に、当該大学の教育に関する意見や企業情報、社会動向等の情報を収集している。また、学外で毎年開催される卒業・修了制作作品展、卒業(修了)演奏会、定期演奏会等を通して、学外の美術家、デザイナー、演奏家、評論家等との

交流が行われ、意見聴取している。

就職に関しては、平成 20 年度に卒業（修了）生に向けての追跡調査を実施し、卒業（修了）生はその専門性だけでなく人物性についても、就職した企業において評価が高い。

また、美術学部、音楽学部それぞれに同窓会が組織されている。毎年 11 月に総会を行い、意見交換の場が設けられている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

授業評価アンケートを実施している。加えて、教員相互の情報の共有と教育・研究活動の活性化を目的として、各教員が毎年度当初に自らの活動状況に対する計画や目標を立て、年度経過後に当該目標を点検・評価する「教員による自己点検・評価」を行っている。

具体的には、講義授業においては、「事前の資料や課題用紙でできるだけ明確に授業の内容やスケジュールを伝えている」など、個々の教員レベルでの改善が行われている。

また、実技授業においては、少人数教育によって直接的に学生の理解度を把握しつつ、学生個々に対応した授業内容・教材等を普段より工夫している。それらは、「学生自身の適性や研究（演奏）対象の多様性に対応できるようにレパートリーやそれに関する知識の拡大に努めている」など、作品、論文、演奏に反映され、常に教授技術の改善が行われている。さらに、音楽学部では、「特定の鍵盤楽器を担当する非常勤講師の時間数を増やすことにより、授業時間を増やすこととなった」、「練習用の楽器の購入が実現化され、学生の練習場所が増えた」など、組織的にも改善に努めている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するために、授業形態やそれに相応しい運営体制がとられ、教育の質の向上に結びついているか。（当該大学の設定した独自の観点）

この観点は、観点 9-2-①において併せて分析する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なFD専門委員会（平成 19 年度設置）の下に、「FD講演会」（平成 20 年 1 回、平成 21 年 2 回の講演会を開催）、「授業評価アンケート」、「各学部での取組」の三本柱で、大学全体でのFD活動に取り組んでいる。さらに、美術学部・音楽学部にそれぞれFD委員会を設け（平成 20 年度）、各専攻（コース）それぞれに取り組みやすい組織にしている。加えて、国公立五芸術大学間でFD活動について情報交換を行い、教育の質の向上や授業改善の参考としている。

当該大学においては、教員が自身の芸術表現を実際例として示すことが求められており、学士課程、大学院課程とも特に実技授業において、複数の教員が共同して担当している。そのため、教育指導の内容を互いに明らかにするとともに、互いに教育上の指導能力を相補しつつ評価し合う機会ともなっている。月 1～4 回と頻繁に開催される各専攻（コース）の会議では学生に関する教育情報を共有し、様々な教育上

の改善や見直しについて検討が行われ、授業に活かされている。

これらのことから、大学全体の組織的なFD活動は端緒についたばかりであるが、FD活動が適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付きつつあると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者である学務課職員は、全国の大学職員で構成する任意団体の研修等に、各自の職務に応じて自主的に参加している。平成21年度の主な参加実績は教員免許事務研修会、女子学生の就職支援にかかわる研究会、学生支援相談業務に関する基礎研修講座、学生相談インテーカーセミナーなどである。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 専攻（コース）会議を頻繁に開催し、その中で、学生に関する教育情報を共有し、組織的に教育の改善に努めている。

<p>基準 10 財務</p> <p>10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。</p> <p>10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。</p> <p>10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p>
--

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。</p>

平成 21 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 26,468,951 千円、流動資産 1,736,997 千円であり、資産合計 28,205,948 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 5,519,658 千円、流動負債 1,474,330 千円であり、負債合計 6,993,989 千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

<p>10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。</p>

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である愛知県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 19 年度から 3 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

<p>10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。</p>
--

当該大学の収支計画については、愛知県公立大学法人として、平成 19～24 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、経営審議会及び役員会の議を経て、理事長が決定し、公立大学法人のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

<p>10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。</p>
--

平成 21 年度末現在、愛知県公立大学法人としての収支状況は、損益計算書における経常費用 7,377,882

千円、経常収益 7,823,614 千円、経常利益 445,731 千円、当期総利益は 446,133 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 795,269 千円となっている。

そのうち、当該大学の収支状況は、附属明細書における業務費用 2,089,622 千円、業務収益 2,113,863 千円、業務利益 24,241 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度公立大学法人が策定する「愛知県公立大学法人当初予算編成方針」により行われている。当該大学は、法人が提示した予算要求枠に従って予算編成を行うが、体制変更により必要な経費や新規事業に係る経費、修繕費、教育用資器材等の整備費は重点措置事業費として別途予算が配分される。教育の充実・研究力の向上・地域連携の強化による魅力あふれる大学づくりを目指した経費区分を設定し、大学の特色・地域社会のニーズを反映した取組を進め、教員研究費のほかにも学長特別研究費が設けられ、学長のイニシアティブにより、戦略的・重点的な予算配分を行っている。

また、現在、大口の施設・設備の補修等については、愛知県に要望を提出し、予算付けを図っている。これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について愛知県知事の承認を受けた後、愛知県公報に公告し、公立大学法人のウェブサイトで公表している。

なお、知事が承認するに当たっては愛知県公立大学法人評価委員会の意見を聴取している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査計画を策定し、毎年度業務監査及び会計監査を実施し、また必要と認めるときは、臨時監査を行っている。

会計監査人の監査については、愛知県知事が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する監査室が、内部監査規程に基づき、実施している。

また、監事、会計監査人及び監査室は、会計監査人の監査計画段階から意見交換を積極的に行い、効果的・効率的に監査を進める旨を明文化し、連携をとりつつ、監査を行っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

愛知県公立大学法人の下に役員会及び経営審議会が置かれている。管理運営のための組織として、役員会は、理事長、副理事長 2 人（愛知県立大学長、愛知県立芸術大学長）、理事 3 人で構成され、経営審議会は、理事長、副理事長、理事、学長の申出に基づき理事長が指名する職員、法人の役員又は職員以外の者で法人の経営に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者で構成されている。

他方、大学にある教育研究審議会は、学長と教育研究上の重要な組織及び事務組織の長で構成され、教学事項について審議・決定を行っている。

また、教育改革や教務事務等を担当する芸術教育・学生支援センター、芸術企画や地域連携等を推進する芸術創造センター及び図書館の管理運営と芸術情報の企画調整を行う芸術情報センターの 3 つの組織が置かれている。

事務組織としては、事務局の下に管理部管理課、学務部学務課及び学務部芸術情報課が組織されている。

危機管理の体制については、災害に対処するための防火管理規程や「科学研究費補助金の不正防止計画」、各種ハラスメントに対応するための愛知県立芸術大学におけるハラスメントの防止等に関する規程、法人が策定した内部通報制度に関する規程、情報セキュリティポリシー等を適用・遵守することにより、事前予防と発生時の対応に向けた体制を構築して、訓練等を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長は、法人の副理事長として役員会、経営審議会に出席し、法人全体の経営に参画している。

学内においては、学長は、教育研究審議会の議長であるとともに、全学人事委員会の委員長を務めている。そのほか、学長は、学内の主要事業に関する委員会に出席して意見の調整に当たるなど、リーダーシップを有している。

こうした学長の活動を補佐するために、両学部長、センター長及び事務局長による学長補佐会議が設けられ、大学全体の方針を協議している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生生活アンケートを実施して学生の意見・要望を把握している。改善例としては、アトリエや講義室への冷房設備設置、トイレ清掃の改善、図書館開館時間の延長、大学会館（売店）の営業時間の延長、通学路における街灯及び防犯監視カメラの設置、ガードレール、側溝蓋の設置、作業室の環境改善のためスポットクーラーの設置、排気ダクトの増設がある。

教員については、教育研究審議会をはじめ、教授会、各種委員会、客員教授会等における議論が管理運営に反映されている。また、事務職員については、法人が実施している「大学事務カイゼン提案制度」（平成21年度カイゼン提案状況は29件）等によって事務処理方法等を紹介し、優秀な提案者に対する表彰などを通じて、職場環境を改善している。

さらに、学外については、後援会や同窓会からの要望を把握し、適宜、大学の管理運営に反映させている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事の職務については、愛知県公立大学法人監事監査規程により定められており、2人の監事が業務監査と会計監査を行っている。平成22年度の監事は弁護士一人及び税理士一人であり、監査計画等に従い役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、学部及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査している。監査結果は監査報告書として愛知県公立大学法人理事長に報告されている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

新規採用職員や愛知県からの新規派遣職員を対象とした研修、法人の全職員を対象とした集中研修、法人の全課長を対象とした課長研修など、様々なレベルでの研修を法人が主体となって実施している（平成21年度の本部事務局主催研修は10種類）。

ここでの集中研修では、学長や有識者による講演会、学生支援や地域連携を含めた学務関係研修、ハラスメントや倫理等の人権関係研修が行われている。

また、公立大学協会が主催するセミナーや研修会、全国の大学職員で構成する任意団体の研修にも、法人の職員を参加させている（平成21年度の公立大学協会開催研修へは3種類に参加）。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、法人の中期目標において法人の自主・自律的な運営について記載されており、運用に当たっては学内の諸規程が整備されている。

また、法人の役員の職務及び権限、役員会、経営審議会、大学に置かれる教育研究審議会の委員の選考等については愛知県公立大学法人定款とそれに基づく内規に定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の活動状況に関するデータや情報は、各部署において収集、蓄積されている。平成 18 年度に作成した記念誌『創立 40 周年記念誌 愛知県立芸術大学 1966～2006』には大学創立以来の活動をまとめている。

また、芸術資料館においては、『芸術資料館蔵品図録』や所蔵作品を検索するためのデジタル・アーカイブスを整備している。このように、大学の活動状況に関するデータや情報は適切に収集、蓄積されているが、いまなお、各部署、各教職員に分散されているものもあり、大学全体として体系的に収集されているとは言い難い。

これらのことから、全体的に見れば、大学の活動状況に関する情報が適切に収集・蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断するが、なお一層の改善が求められる。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

法人化前においては、平成 6 年度、12 年度、16 年度の 3 回にわたって大学の活動の総合的な状況についての自己点検・評価を行い、その結果を教職員へ配付している。

また、法人化後は、法人の中期計画・年度計画については、愛知県公立大学法人が、その実施状況等について、毎年度、『業務実績報告書』としてまとめており、その内容は法人のウェブサイトで公開されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成 16 年度の自己点検・評価は愛知県立芸術大学学外評価委員会による検証を受けている。

また、法人の中期計画・年度計画の実施状況については、愛知県公立大学法人評価委員会（県内大学の学長や企業経営者、公認会計士等で構成される。）による業務実績に関する評価が事業年度ごとに実施されており、その結果は法人のウェブサイトで公開されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成16年度に行った自己点検・評価は外部者による検証を受け、改善が必要な事項を認識している。

また、平成20年度の法人評価委員会による評価結果は、翌事業年度の年度計画における管理運営の改善に役立てるとともに、翌々年度の年度計画を策定する際の参考としている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

教育研究に関する基本的な情報は大学ウェブサイト、大学案内において公表されている。

大学ウェブサイトでは、サテライト講座、展覧会情報、演奏会情報等の最新の教育研究活動をトップページに掲載し、「イベント情報」において今後の予定を一覧表で掲載している。

また、特徴的な活動やその成果については、大学案内や学報、『PocketMu』（愛知県立芸術大学の演奏会・展覧会情報）、展覧会・演奏会のポスターにより社会に発信している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学の活動状況に関するデータや情報は、いまなお、各部署、各教職員に分散されているものもあり、大学全体として体系的に収集されているとは言い難い。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について、既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。

意見の申立てがあったものについては、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立件数：3件

(申立1)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>(1) 意見の申立ての対象となる基準 基準5 教育内容及び方法</p> <p>(2) 意見の申立ての対象となる箇所 【優れた点】 <u>教育方法は、研究者・作家・演奏家などの芸術家集団である教員による丁寧な個人指導を含んだ少人数教育に重点を置き、学生の自主研究をベースに学習進度に応じた様々な授業形態によって、個の尊重を重視した教育方法を採用している。</u></p> <p>(3) 意見 「I 認証評価結果」の主な優れた点としてとりあげていただくことを希望します。</p> <p>(4) 理由 「I 大学の現況及び特徴」及び「II 目的」に記載したように、“芸術家集団”、“少人数教育”、“個の尊重”は本学の教育研究活動の特色であり、優れた点として伸展させていきたいと考えます。</p>	<p>(1) 対応 原案どおりとする。</p> <p>(2) 理由 自己評価書の「I 大学の現況及び特徴」にも記載されているように、芸術は「個」を基本とするものであることから、その教育に“少人数教育”や“「個」の尊重”がある程度求められるのは明らかなどころであることから、対象大学の目的に照らして検討した結果、原案どおりとした。</p>

(申立2)

申立ての内容	申立てへの対応
(1) 意見の申立ての対象となる基準	(1) 対応

<p>基準8 施設・設備</p> <p>(2) 意見の申立ての対象となる箇所</p> <p>【改善を要する点】</p> <p><u>当該大学の教育研究に不可欠な美術学部棟、音楽学部棟、美術学部総合研究棟、講義棟、また、地域文化の振興の拠点となっている芸術資料館本館、奏楽堂などは施設の老朽化に伴い、狭隘性、遮音性劣化、空調システムの不備、雨漏りやそれに伴う収蔵資料の汚損などの教育研究環境、及び文化的資料保存の面で看過できない問題を有している。</u></p> <p>(3) 意見</p> <p>大学の施設・設備の全てが問題を有している印象を受けます。</p> <p>(4) 理由</p> <p>施設・設備を維持していくために必要な補修はもちろんのこと、施設のバリアフリー化（観点8-1-①）や学生の意見・要望を把握した上での施設の改善（観点11-1-③）を行ってきました。しかし、美術学部棟や音楽学部棟、講義棟など、開学当初に竣工した建物を中心に遮音性の劣化や雨漏りなどの老朽化が著しいほか、芸術表現の多様化に対応することが課題となっています（観点8-1-①）。また、芸術資料館や奏楽堂では空調システムの不備や狭隘化が問題となっているほか、雨漏りによる収蔵資料の汚損なども発生しました（観点8-2-②）。</p> <p>教育研究環境、及び文化的資料保存の面で、こうした看過できない問題を有している施設・設備については、改修・改築などにより順次整備していく予定です。</p>	<p>「主な改善を要する点」、「【改善を要する点】」及び「(評価結果の根拠・理由)」について、次のとおり修正を行う。</p> <p>「主な改善を要する点」及び「【改善を要する点】」</p> <p>○ 当該大学の教育研究に不可欠な美術学部棟、音楽学部棟、美術学部総合研究棟、講義棟、また、地域文化の振興の拠点となっている芸術資料館本館、奏楽堂などは、施設・設備を維持していくために必要な補修は行われてきたものの、老朽化に伴い、教育研究環境、及び文化的資料保存の面で看過できない問題を有している。</p> <p>「(評価結果の根拠・理由)」</p> <p>観点8-1-①</p> <p>・・・、一般の来場者も多い。</p> <p>教育研究に不可欠な美術学部棟、音楽学部棟、美術学部総合研究棟、講義棟、また、地域文化の振興の拠点となっている芸術資料館本館（昭和47年開館）、奏楽堂（昭和44年）などは、施設・設備を維持していくために必要な補修は行われてきたものの、老朽化に伴い、それぞれに問題を有している。内容は建物により異なるが、個別の問題点としては、狭隘性、遮音性劣化、空調システムの不備、雨漏りやそれに伴う収蔵資料の汚損などが挙げられる。このように、教育研究環境、及び文化的資料保存の面で看過できない問題を有しており、学生からの改善要望が強い。</p> <p>(2) 理由</p> <p>施設・設備を維持していくための補修がなされてきたのは明白であること、及び、意見の申立ての対象となった「【改善を要する点】」に個別に挙げた問題点のすべてが、ここに記載された施設・設備のすべてに当てはまるとの印象を与える可能性が否定できないことから、「(評価結果の根拠・理由)」ではより正確な記述とすべく上記を</p>
---	---

	踏まえた追記、修正を行い、「主な改善を要する点」及び「【改善を要する点】」では、補修が行われてきたことを追記した上、個別の問題点列挙は削除することとした。
--	---

(申立3)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>(1) 意見の申立ての対象となる基準 基準11 管理運営</p> <p>(2) 意見の申立ての対象となる箇所 【改善を要する点】 <u>大学の活動状況に関するデータや情報は、いまなお、各部署、各教職員に分散されているものもあり、大学全体として体系的に収集されているとは言い難い。</u></p> <p>(3) 意見 「Ⅰ認証評価結果」の主な改善を要する点に今後取組むべき問題としてとりあげていただくことを希望します。</p> <p>(4) 理由 本学の自己評価を通じて浮かび上がった課題であり、今後、積極的に改善に取り組んでいきたいと考えます。</p>	<p>(1) 対応 原案どおりとする。</p> <p>(2) 理由 「主な改善を要する点」に挙げるか否かにかかわらず、本件は大学が自主的、自立的に取り組むべき課題であるため、原案どおりとした。</p>

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 愛知県立芸術大学
- (2) 所在地 愛知県愛知郡長久手町大字岩作字三ヶ峯 1-114
- (3) 学部等の構成
 学部：美術学部，音楽学部
 研究科：美術研究科，音楽研究科
 関連施設：芸術創造センター，芸術教育・学生支援センター，芸術情報センター（図書館を含む。），芸術資料館（法隆寺金堂壁画模写展示館を含む。），奏楽堂
- (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）
 学生数：学部 831 人，大学院 203 人
 専任教員数：84 人

2 特徴

愛知県立芸術大学は、昭和 41 年（1966）、東京を中心とした関東の文化圏と京都を中心とした関西の文化圏に挟まれた中部の地に、独自の文化圏の確立を目的として創設された大学です。

創設当時、名古屋には、首都圏から関西、関西から首都圏へ、文化芸術の活動が名古屋を飛び越えていってしまい空洞化するのではないかと、という危惧がありました。

そこで、名古屋市郊外の長久手の丘陵に愛知県立芸術大学が建設されました。人家の見えない自然の中に建てられたことから、芸術の孤高とその教育における純粋性を理想としたことが伺え、「芸術家集団」が活動を行うにふさわしい拠点となりました。それから 40 数年の歳月が過ぎ、時代の流れとともに進展してきました。隔離された環境を開放して市民を迎え（学内演奏会、展覧会、公開レッスン、こども芸術大学等）、また学生や教員の社会への進出を積極的に図るようになりました（芸大サテライト講座、年間 30 講座程度の開講）。

本学はこうした時代のニーズに応えるべく変革を進めつつ、開学以来の芸術に対する理想と崇敬の心構えを持ち続けてきました。芸術は「個」を基本としており、芸術に対する崇敬はまた、個に対する尊敬でもあります。

本学の教育は個人指導を含む“少人数教育”を基本としています。音楽の専門教育におけるレッスンが 1 対 1 の個人指導であることは言うまでもありませんが、全学で最も学生数の多い美術学部デザイン専攻においても、収容定員 140 名に対し専任教員 11 名が配置されていま

す。全学での教員対学生の比率は約 1 : 13 になり、定員の少ない専攻では更に学生比は少なくなります。こうした多数の教授陣による、個人指導を中心とした教育が本学の最も大きな特徴です。

こうした“「個」の尊重”は、教員間においても同様であり、本学の教授会は教員全てが参加し、分け隔てなく意見交換がなされます。学生教員共に基本的な“「個」の尊重”が本学の教育の根幹です。

音楽学部と美術学部はほぼ等分であり、両学部を併せ持つ芸術大学として国公立 4 大学（東京芸術大学、京都市立芸術大学、沖縄県立芸術大学、本学）のうちで最も均衡のとれた適切な学部規模と自負し、その特質を生かすことが本学の特色のひとつであると考えています。平成 6 年（1994）より毎年、声楽領域の大学院オペラ公演を続けており、美術学部の教員や学生が舞台美術その他に協力してきましたが、更にそれを一歩進め、両学部共同の事業とし、新しい舞台芸術に発展させることを目標にしました。また、総合芸術プロジェクトとして音楽、美術両分野の協力による授業を開設しています。また、国際交流と教育両面での効果を上げるために外国人アーティスト等を招聘する「アーティスト・イン・レジデンス」を実施しています。それらの活動はまだ端緒にすぎませんが、本学の特色ある教育として今後も新しい取組を進めていきます。

わが国の芸術教育は東京芸術大学を頂点とする傾向があり、優秀な受験生が東京芸術大学に集まると考えられがちですが、その中で近年、本学の卒業生の活躍には目覚ましいものがあり、本学の教育力は高い水準を保っているとと言えるでしょう。それは本学の目的がぶれることなく十分に浸透している結果であります。

平成 19 年度に設置者が愛知県から愛知県公立大学法人に変更され、愛知県公立大学法人愛知県立芸術大学となりました。いままでの目的・理念を継承しつつ、独自性を持った大学づくりが求められています。

いま大学の改修が始まろうとしています。そのコンセプトは「愛・知・芸術の森」です。本学を、「愛」と「知」のかたちである芸術をテーマとした「森」と位置づけ、地域市民の参加を含めた芸術文化の拠点とするとともに、優れた人材を育成し、世界へ発信していくことが本学の使命です。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

- 1 「学部から大学院までを視野に入れた一貫した教育研究体制の充実を図り、芸術家、研究者、教育者など芸術文化にたずさわる優れた人材の育成を目指す。」

（愛知県公立大学法人中期目標・愛知県立芸術大学の理念1 p1）

本学の理念の最初に掲げられているのは、美術、音楽それぞれの専門分野にたずさわる人材の育成です。

美術の分野では日本画、油画、彫刻、工芸（陶磁）の作家、またそうしたジャンルに分類できない現代美術の作家、グラフィックから環境デザインにいたる幅広い分野のデザイナー等、また美術に関する研究者（美術史、文化財研究、現代美術評論等の専門家）の育成を目的とします。音楽の分野では作曲家、音楽に携わる人材、また声楽家、ピアノ、弦楽器、管打楽器の演奏家の育成を目的とします。また、これら専門分野の指導者、教育者、研究者の育成を目指します。

自立的な判断力に富み、創造的な能力に優れ、それぞれの専門について高度な知識と技術、技能を身につけている人間が、本学の理想とする芸術家です。

- 2 「国際的な視野を持った高度な芸術教育を実践することにより世界に通用する優れた人材を育成し、国際的な芸術文化の創造・発信拠点となることを目指す。」

（愛知県公立大学法人中期目標・愛知県立芸術大学の理念2 p1）

芸術について国際的なレベルを認識し、日本独自の特徴を理解した上で、国際的に通用する芸術教育を実践します。そして、育成された人材が芸術家として国際的に認められ、その創造性が国際社会の芸術文化に寄与することを目標としています。

- 3 「教育・産業・生活文化など様々な分野で本学の持つ芸術資源を有効に活用し、地域社会と連携して、愛知県の芸術文化の発展に貢献することを目的とする。」

（愛知県公立大学法人中期目標・愛知県立芸術大学の理念3 p1）

“芸術家集団”とも言える本学の教員と学生による創作活動を軸として、演奏会、展覧会等の直接的な研究発表での貢献、市町村の要請によるパブリックアート等の制作、文化事業等への参加、環境デザイン等による都市計画への貢献、企業との共同研究、また公開講座等による文化的啓蒙活動、高校の授業に参加する高大連携による教育的貢献等、芸術に係る幅広い社会貢献を目指しています。

学部・大学院ごとに以下のような目的を定めています。

■ 美術学部

美術学部は美術科（日本画専攻、油画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻）、デザイン・工芸科（デザイン専攻、陶磁専攻）の2学科6専攻により構成されています。

このうち、芸術学を除く5専攻はいずれも実作による創作を主体に教育プログラムが組まれており、それぞれの専門分野の特徴を持った実技実習が教育の柱です。ここでの教育の目的はそれぞれの学生の個性を尊重して創造力を育み、それが表現として成立する技術力を身につけさせることです。学生の個性は多様であり、その個性を尊重するには複数の教員による密接な対応を必要とします。“少人数教育”によって、多様な学生の個性を引き出し、現代に影響をもつ芸術家、デザイナーを育成することを目的とします。

美術学部唯一の理論系専攻である芸術学専攻においても、美術史、芸術理論研究等の専門分野の研究の基となる美術の実作を経験させることで、観念的な学問に陥ることの無い、現在につながる美術研究者を育成することを目的とします。

■ 音楽学部

音楽学部は、音楽科（作曲専攻、声楽専攻、器楽専攻）の1学科3専攻により構成されています。このうち、作曲専攻には作曲コースと音楽学コース、器楽専攻にはピアノコース、弦楽器コース、管打楽器コースがあります。

演奏系（声楽、器楽）の専攻では、それぞれの感性を磨き音楽的理解を深め、音楽表現に必要な技術の修練により優れた演奏家となることをその目的とします。器楽専攻では、独奏に限らずオーケストラ等のアンサンブルにも力を入れ、他者との協調性の育成も重視しています。声楽専攻においても、独唱だけではなく演劇的要素を加えたオペラ演奏、合唱等多様な音楽活動を経験させることによって、音楽分野で幅広く活動できる人材の育成を目的としています。

作曲専攻では西洋芸術音楽の方法論を学び、その上で先端的音楽や民族音楽、現代社会との関わり等を研究し、現代に生きる音楽を創造・研究することを目的とします。また、音楽学コースにおいては音楽史、音楽理論を学びながら、実践的な理論研究を行い、現在につながる音楽研究者の育成を目指しています。

■ 美術研究科博士課程

博士前期課程では、学部における専攻を廃止して研究室を単位とする美術研究科（美術専攻：日本画領域、油画・版画領域、彫刻領域、芸術学領域、デザイン領域、陶磁領域）1専攻6領域により構成されています。これまで磨いてきた専攻分野の専門的思考、感覚、技術を向上させ、より専門性を深めると共に、領域を横断する研究を容易にすることで従来の領域にとらわれない独自の芸術表現の可能性を広げ、その中から自由な新しい表現者の育成を目指します。博士後期課程では前期課程までの研究に、更に理論的な裏付けを強めて技術、理論両面で優れた芸術家、研究者の育成を目的とします。

■ 音楽研究科博士課程

博士前期課程では、学部における専攻を廃止して研究室を単位とする音楽研究科（音楽専攻：作曲領域、音楽学領域、声楽領域、鍵盤楽器領域、弦楽器領域、管楽器領域、打楽器領域）1専攻7領域により構成されています。音楽を学ぶ者は早くから一貫して技術的な修練を積んできました。しかし、音楽表現は技術修練のみで向上するものではなく、その技術を支える自立した音楽家の育成には人間的な成長が不可欠です。音楽研究科においては演奏技術、創作、研究の裏付けとなる人間的成長を含めた音楽に対する研究をより専門的に深めて、音楽力の向上を図ることを目的とします。博士後期課程では前期課程までの研究に、更に理論的な裏付けを強め、実践経験を深めて技術、理論両面で優れた音楽家、研究者の育成を目的とします。

上記の目的は、「直指天（じきしてん）」という文言に集約され、教職員をはじめ学生に深く浸透しています。これは、自分の心の奥底にある本性を直視して、本当の自分をしっかり把握するという禅語の「直指人心」から引用したもので、初代学長である上野直昭の揮毫です。思索に迷わず直接的に自分を指し示す「直指」と崇高で広大な「天」を仰ぎ見る「直指天」は、芸術に対する崇敬の念と“「個」の尊重”という本学の教育理念を象徴的に表し、目的に合った人材を育成するための銘記となっています（『学生便覧 2010』参照）。

また、本学の特徴を表すものとして、次のような学章が定められています。



[解説]

昭和42年10月1日制定。古代西洋美術と東洋美術との交流を示す忍冬文様のイメージを主題にするという条件によって、河野鷹思教授が芸術大学の頭文字「芸」を構成したものである。（『学生便覧 2010』より）

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の目的は、学則に「芸術に関する諸研究を基礎として芸術的創造力を培うとともに、あわせて芸術応用部門の研究及び教授を行い、もって文化の向上発展に寄与することを目的とする」と定められ、学部、学科ごとにも目的が定められている。

また、院則には「芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定められ、美術研究科、音楽研究科ごとの目的も定められている。

これらの目的は、学生便覧やホームページ等において社会に広く周知されている。また、学章や「直指天（じきしてん）」の銘記により本学の精神が大学構成員に深く浸透している。

“少人数教育”ゆえの濃密かつ適切な連携によって目的に沿った教育が実践されている。個々の教員・学生による活発な芸術活動そのものが本学の目的と合致し、それを保証している。“芸術家集団”ともいえる本学の教員と学生は、社会と連携し、多彩な活動を行っている。

今後は芸術表現活動の多様性を失わずにノウハウの記録・蓄積を図りながら、大学としてより組織的で幅広い文化発信が望まれる。さらに、大学の目的や精神に基づいた明確な基本構想を立案し、計画的な大学運営を行う必要がある。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

芸術大学である本学は、諸研究を基礎として学生の創造力、実践力を培い、芸術家を育成するための組織編制を行っている。芸術を取り巻く社会の環境は、開学以来 40 余年を経て変化してきたが、本学は芸術創造における基礎的な諸研究を重視する体制をとってきた。最新の組織編制に基づく教育を行っているとは言い難いが、美術、音楽の両学部が“「個」の尊重”を重視し、学生の自主的な芸術への取組を目的として、芸術教育研究に必要な環境としての大学組織を創り上げ、運営している。教養教育教員は必須の基礎的な授業科目を担当するとともに、芸術大学の特長を活かした多数の科目を開設、運営している。

本学では、芸術教育研究のための組織が整備され、機能している。組織の構成員である教員、事務職の各自が大学の運営に対する明確な意識を持ち、それぞれの活動を行っている。

学生総数約 1,000 人の小規模校でありながら、その組織編制は充実している。しかし、教員は多様な授業と組織運営とに多くの時間を費やさなければならない。今後、運用に絶えず検討を加え、よりよい環境づくりを行うことが必要である。

芸術資料館、奏楽堂等の附属施設や芸術教育・学生支援センター、芸術創造センター、芸術情報センター（図書館）の機能も、法人化後、再編・新設され整備が進んでいる。

教授会、各種委員会は、着実に運営、機能している。

基準 3 教員及び教育支援者

教員組織については、学部長（美術学部、音楽学部）、センター長（芸術教育・学生支援センター、芸術創造センター、芸術情報センター）及び館長（芸術資料館）を置くことが学則に明記されており、その職務についても愛知県立大学法人組織規則で規定されている。

教育課程を遂行するための教員は、美術学部美術科に教授 13 人、准教授 14 人、デザイン・工芸科に教授 8 人、准教授 8 人、音楽学部音楽科に教授 19 人、准教授 11 人を配置しており、講師等を含めた教員総数は 85 人となっている。また、大学院課程においても、教員の研究実績に基づき研究指導教員及び研究指導補助教員

を配置し、教育課程に照らして必要な教員が確保されている。

こうした教員組織の活動を活性化するために、美術学部教員の教員展や音楽学部教員の定期演奏会等、普段より“芸術家集団”として教員相互の緊密な交流を行っている。また、教員の採用人事は公募制であり、採用や昇格については、教員資格審査基準により定められている。人事委員会、選考委員会が審議し、学部教授会で決定される。

教員の指導能力・教育活動に対する評価については、学士課程、大学院課程ともに特に実技授業において複数の教員が共同して担当しており、教育指導の内容を互いに明らかにしているほか、「教員の自己点検・評価」シートにより積極的に情報の共有化を図り、教育指導を通じて互いに教育上の指導能力を相補している。芸術表現は多様で独創性のあるものが求められるため、“芸術家集団”である本学教員の芸術活動に対して一律的な基準で評価を行うことは困難であるが、今後、新たな評価制度を導入するにあたっては、芸術活動の特性を踏まえた適切な制度を構築する必要がある。

本学の教員は“芸術家集団”として特長的な研究活動を行っているが、各自の研究課題及び研究教育実績に基づいた授業科目を担当している。その他にも、教育支援者として教務や学生支援等を担当する事務職員、教育補助者としてのTA等の活用も行っている。

基準4 学生の受入

教育理念・目的に沿うアドミッション・ポリシーにより、本学の求める学生像が明確化され、教育内容との相関関係を保ちつつ確かな入試方法が実施されている。ことに特別入試として社会人、自己推薦、推薦入試等、様々な試みを実施し、入試方法の改良を行っている。数日間にわたる実技試験を中心としたこれら多様な入学試験は、“「個」の尊重”を教育の根幹とする視点から行われており、入学者は本学が求める芸術家、研究者としての資質を持った人材となっている。

入試は学生募集要項をもとに、ホームページなどにより周知され、全国から入学者を受入れている。選抜方法は各専攻(コース)を核に実施、検証され、入試委員会等で諮られ次年度へつなげている。合否判定は入学試験判定会議を経て公正に行われており、入試結果も開示されている。留学生の受入れについては検討の余地を残している。

学生の受入れに係る様々な取組は、専門的な教育・研究内容に裏付けられ、本学の“芸術家集団”としての質の保証に繋がっている。

基準5 教育内容及び方法

学士課程の授業科目は、「専門教育科目」、「基礎教育科目」、「教養教育科目」からなり、“少人数教育”による実技を中心とした教育課程が編成されている。各専攻(コース)の専門性を考慮して講義、演習、実習が組合せられ、授業科目が適切に配置されている。“芸術家集団”である本学教員は、それぞれの専門分野を生かした授業科目を担当しており、社会からの要請に応じた授業内容を提供しているほか、展示発表、フィールドワーク、学外演奏会等を授業に取込んでいる。また、「アーティスト・イン・レジデンス」を企画し、国際交流を図るとともに幅広い共同研究の場を設けている。

半期15回(定期試験は除く)の授業時間以外に、学生の時間外教室使用を認めており、普段の授業でも学生の進度に応じた個別の課題を与える等、補助的な指導を行っている。優れた専門家、芸術家を育成するために“「個」の尊重”を図り、学生の個性を発見し伸長することに重点を置いている。

大学院課程においては、専攻科目の一層の研鑽・深化を促すため、個人指導を含んだ“少人数教育”による「総合研究」があり、また領域横断的、学際的研究を発展させるための多彩な「特別(特殊)研究」がある。これら履修科目は学生の研究目的、能力、分野に応じて選択できる。また、「プロジェクト研究」や「アート・

愛知県立芸術大学

マネジメント」等、現代社会の要請に対応した専門的な内容も取扱っている。多様な領域の研究室が複合的に関わる体制となっており、学生の個性を伸ばしつつ、より発展的な創作や研究が行われている。

これらの教育内容とその方法は、本学の“芸術家集団”としての質の保証に繋がっている。

成績評価については、学生便覧を通じて学生に周知されているほか、各授業のシラバスに目標や評価方法が明記されている。特に実技授業においては、複数の教員が共同して授業に関わっているため、総合的に成績評価と単位認定が行われる。また、成績評価等の正確さを担保するため、成績に関する質問期間を設けて学生からの問合せに応じている。卒業・修了についても、教授会及び研究科会議において合議により認定を行い、学修の成果が学外にも公開されている。

芸術に関する高等教育機関として将来を見据え、大学の基本構想を立案し、計画的な大学運営に基づいて教育課程の編成や授業科目の内容を組織的に検討することが求められる。

基準 6 教育の成果

本学は実技授業を中心に個人指導を含む“少人数教育”が行われており、学生は独自性を持った作品制作、課題制作、演奏等に取り組むよう指導され、常に表現、発表することが求められている。美術学部（美術研究科）では、各年次で提示される課題に対して学生各自が作品の展示発表を行っている。展示された作品について、複数の教員の前で制作意図等を発表させ、課題に対する取り組み方や内容等を確認している。音楽学部（音楽研究科）においても、各年次で提出課題、実技試験を課し、複数教員が審査して成績をつけている。在学中から学生の表現能力を高めるよう展覧会や演奏会を行っている。

卒業、修了においては、各専攻の教員が全員参加して卒業（修了）判定審査を行い、内容や水準の維持・向上に努めている。学生の作品や演奏については、卒業（修了）制作作品展や卒業（修了）演奏会として学外に発表し、大学での教育、研究成果を直接社会に公開している。なお、標準修業年限内の卒業率は、美術学部で80%前後、音楽学部で90%前後となっているほか、教育職員免許状や博物館学芸員資格の取得に対する意欲も大きい。特に音楽学部や音楽研究科においては、7割以上が教育職員免許状を取得している。

卒業後の進路は、進学が40%以上の者が大学院へ進学し、さらに研鑽を積み優れた芸術家・研究者になろうとする者が多いほか、20%弱が民間企業や教員、公務員等へ就職している。在学生・卒業（修了）生は、美術館や画廊、コンペティション、演奏会、コンクール等に出品・出演し、それぞれの関係者から高い評価を受けている。今後、大学として在学生の研究発表活動（展覧会・演奏会・その他表現活動）の成果をアーカイブ化していく組織的な取組が必要である。

授業評価アンケートにより学生からの意見聴取を行っているが、よりいっそう教育の成果や効果を上げるために、“少人数教育”の利点を活かして学生と日常的な意見交換を行い、教員が常に学生の学習状況を把握するよう努めている。

基準 7 学生支援等

新入生や在学生に対して大学全体や各専攻でガイダンスが行われているほか、全教員がオフィスアワーを設定し、学習相談、助言等が行われている。“少人数教育”を中心とした教育課程の特性を活かし、教員と学生、学生同士が常に意見交換や情報共有を行っているため、学習支援に関する学生のニーズが直接的に把握されており、充実した学習支援が行われている。また、障害学生支援制度や留学生に対する外国人留学生チューター制度が整備されている。

自主的学習環境としては、アトリエ、工房、練習室、講義室が授業時間外に開放されている。また、全国的にみても数少ない女子寮が大学内に設置されており、アトリエやレッスン室も併設されている。

クラブ・サークル活動や学生自治会の活動については、芸術教育・学生支援センターが支援を行っている。

芸術祭や四芸祭にあっては教職員も加わり、学生の運営組織と緊密な協力体制がとられている。

生活支援等に関する学生のニーズは、芸術教育・学生支援センターに一元化され、学生生活に関するアンケートや自治会アンケートにより、通学路の防犯カメラや防犯灯の増設、学生食堂の混雑緩和、学内の案内板の整備等の改善が行われた。

健康診断が毎年行われているほか、臨床心理士や学生相談員による学生相談が実施されている。各種ハラスメントに対しては、ハラスメントに関する防止規程等の整備やハラスメント相談員等を配置し、発生防止対策を強化している。就職についても、就職コーナーでの美術・音楽に関わる求人情報の提供や就職ガイダンス、OB・OGによる講演会を実施している。

経済面の援助としては、日本学生支援機構や民間の奨学金を活用しているほか、大学独自の奨学金である成績優秀者奨学金及び海外渡航費助成制度、県立大学奨学金基金(旧片岡球子基金)、中村桃子基金奨学生助成事業、音楽奨学生(財団法人北野生涯教育振興会)が設けられている。また、留学生に対しては、留学生を対象としている奨学金の情報提供等を行っている。

基準 8 施設・設備

優れた環境のもとで、アトリエ、工房、演奏室、練習室等、教育や研究のための専門的な施設・設備を有し、芸術資料館や奏楽堂において展覧会や演奏会を行う等、施設を十分に活用した教育や研究が行われている。施設・設備は、それぞれの規程に基づいた運用がなされ、学生便覧により大学の構成員に周知されている。また、スロープや自動ドアの設置等のバリアフリー化も進めている。

芸術情報センター図書館の所蔵資料は芸術分野に重点が置かれ、専門的な美術書、稀覯本、CDやDVD、アナログレコード等、独自の資料も多い。さらに、近隣大学との「共同図書環」や愛知芸術文化センターアートライブラリーとのネットワーク化により、その蔵書を補っている。

芸術資料館は博物館相当施設として地域文化の向上に資しており、また学生の研究発表展、教員展、アーティスト・イン・レジデンスでの企画展にも活用されている。

奏楽堂は、おもに演奏発表の場として、独奏、アンサンブル、オーケストラ、オペラ試演会、公開講座、特別講座等に幅広く活用されている。また、入学式や卒業式、オープンキャンパスの会場としても使用される。控室は講義や演習を行う教室としてだけでなく、学生の練習室としても使用されている。

平成19年度に学内LANが整備され、平成22年度からは学生ポータルサイトが導入されて、履修登録やシラバスの閲覧、成績管理がオンライン化された。

本学はこれらの施設・設備や資料により、教育や研究の専門性を活かしているが、一部施設の老朽化により、芸術表現の多様化に対応しきれなくなっている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学では個人指導を含めた“少人数教育”が行われているため教員と学生の間では常に意見交換や情報の共有等が行われ、学習状況は把握されている。従って、教員は担当学生の学習状況に即した対応が可能である。

美術学部では学生ファイルにより学生の創作活動を記録し、個別指導の参考としているほか、卒業制作作品展の作品集を作成している。また、芸術学専攻においては研究活動記録として「PLUS OPUS」を発行している。音楽学部でも実技試験や各種演奏会を録音し、個別指導の参考としているほか、作曲専攻(音楽学コース)においては研究活動記録「ミクスト・ミュージズ」を発行している。

教員は、各種展覧会や演奏会を通じて学外の芸術家と交流し、教育の質の向上、改善を図っている。また、個人や法人による本学の支援組織「愛芸アシスト」や美術学部、音楽学部の同窓会での意見交換の場を設け、学外関係者の意見を聴取している。授業評価アンケートの結果を授業の改善に活かしているほか、“少人数教育”

愛知県立芸術大学

により直接的に学生の意見を把握し、授業内容、教材、授業技術等の継続的な改善を行っている。

定期的に行われる各専攻（コース）の会議では、様々な教育上の改善や見直しについて検討が行われ、授業に活かされている。また、教授会においては、大学全体の問題点や各学部での検討事項が議論されている。このほか、客員教授会が開催され、教育に関する客観的な意見を聴取する場となっている。

教育の質の向上及び改善のために平成 19 年度より全学的な F D 専門委員会を立上げ、大学全体での F D の取組みを「F D 講演会」、「授業評価アンケート」、「各学部での取組」の三本柱で推進してきた。芸術大学の教育の質の向上や授業の改善について常に意見交換を行い、継続的に F D 活動を実施している。

基準 10 財務

法人の資産は、本学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有しており、愛知県からの運営費交付金が削減傾向にあるものの、全体として安定した経常的収入が継続的に確保されている。また、法人は、収支に係る計画として中期計画に基づく予算、収支計画及び資金計画を毎年度策定しており、経常費用において収支を圧迫する要因も認められないため、過大な支出超過はない。

本学の予算配分は、法人の予算編成方針に基づいて予算項目を設定するとともに、教育研究を充実させるための予算項目に「魅力ある大学づくり経費」を充て、教員の重点研究課題に対して学長のイニシアティブにより予算配分を行う等、教育研究活動に対し適切な資源配分がなされている。

財務に対する監査においては、2名の監事による業務監査及び会計監査の他に、法人の監査室による内部監査や監査法人による会計監査人監査を実施しており、各々の立場から監査を行うことで財務についての透明性を保証している。

法人の業務及び財務についてはホームページで公開されており、誰でも閲覧することができる。

基準 11 管理運営

本学の管理運営に関する方針は、法人の中期目標に定められ、役員会や経営審議会、教育研究審議会の構成員の責務や権限等も愛知県公立大学法人定款に定められている。さらに、芸術教育・学生支援センター、芸術創造センター、芸術情報センター及び芸術資料館を設置している。また、事務組織としての事務局は、管理部管理課、学務部学務課及び芸術情報課を設置し、それぞれの組織と連携を図っている。

学長は、法人の副理事長として役員会、経営審議会に出席し、法人全体の重要事項を審議しているほか、学内の主要事業に関する委員会に出席して意見の調整にあたりつつリーダーシップを持って活動している。また、学長を学長補佐会議が補佐している。

大学の活動状況に関するデータや情報は、大学案内や学報、ホームページで公開されているが、大学のさまざまな活動を効果的・効率的に広報していくために、各教職員により保管されている記録を統一的に収集し、蓄積しておくことが必要である。

学生、教員、事務職員等のニーズについては、各種アンケートにより要望をとりまとめ、そのいくつかを実現させて環境の改善に努めている。

法人の監事は、業務監査だけではなく会計監査人による会計監査の妥当性等も判断するほか、会計監査人からの報告、説明を受けて法人の財務諸表、決算報告書及び事業報告書に検討を加えるなど適切な役割を果たしている。

職員の研修については、法人が主体となって各大学の理念や法人の業務全般にわたる研修を行う等、職員の資質の向上のための取組みを行なっている。

大学の活動の総合的な状況についての自己点検・評価は、平成 7 年度、平成 12 年度、平成 16 年度に実施されているほか、法人の中期計画に対する愛知県公立大学評価委員会の評価を行っている。今後、本学の認証評

価委員会が中心となって、自己点検・評価の結果をフィードバックする体制を整備していく必要がある。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/daigaku/no6_1_1_jiko_aichigeijutsu_d201103.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-2-1-1	学生便覧2010 p.150、裏表紙
	1-2-2-1	愛知県立芸術大学サテライト講座 2009年度参加者募集案内
	1-2-2-2	PocketMu (愛知県立芸術大学の演奏会・展覧会情報2010-2011)
	1-2-2-4	高大連携遠隔講座報告書《抜粋》
	1-2-2-5	愛知県立芸術大学大学案内2010 p100-105、p147-150
基準2	2-1-1-1	愛知県立芸術大学大学案内2010 p.98
	2-1-2-2	愛知県立芸術大学教養教育等教員会議規程
	2-1-2-3	愛知県立芸術大学大学案内2010 p.84
	2-1-3-1	愛知県立芸術大学大学案内2010 p.98
	2-1-3-2	愛知県立芸術大学大学案内2010 p.88-89
	2-1-5-4	愛知県立芸術大学大学案内2010 p.100、p.104-107
	2-1-5-5	愛知県立芸術大学芸術情報センター図書館利用規程 (学生便覧2010 p.75)
	2-1-5-6	愛知県立芸術大学芸術資料館管理運営規程 (学生便覧2010 p.79)
	2-2-1-1	愛知県立芸術大学学則第10条 (学生便覧2010 p.34)
	2-2-1-2	愛知県立芸術大学美術学部教授会規程
	2-2-1-3	愛知県立芸術大学音楽学部教授会規程
	2-2-1-4	平成22年第2回教授会議事録
	2-2-1-5	愛知県立芸術大学大学院学則第7条 (学生便覧2010 p.100)
	2-2-1-6	愛知県立芸術大学大学院美術研究科会議規程
	2-2-1-7	愛知県立芸術大学大学院音楽研究科会議規程
	2-2-2-1	美術学部教務委員会規程
	2-2-2-2	音楽学部教務委員会規程
	2-2-2-3	大学院美術研究科教務委員会規程
	2-2-2-4	大学院音楽研究科教務委員会規程
	2-2-2-5	平成22年度全学委員会及び美術学部委員会名簿
2-2-2-6	平成22年度音楽学部各種委員会一覧表	
基準3	3-1-1-1	愛知県立芸術大学学則第6条、第7条、第8条 (学生便覧2010 p.33-34)
	3-1-1-3	愛知県立芸術大学学則第10条 (学生便覧2010 p.33-34)
	3-1-1-4	愛知県立芸術大学大学院学則第7条 (学生便覧2010 p.100)
	3-1-2-1	教育課程等の概要 (平成22年度)
	3-1-2-2	愛知県立芸術大学教員配置一覧表
	3-1-5-2	愛知県立芸術大学専任教員の公募 (平成22年4月1日付け、チェロ)
	3-2-1-1	愛知県立芸術大学美術学部人事委員会規程
	3-2-1-2	愛知県立芸術大学音楽学部人事委員会内規
	3-4-1-1	愛知県立芸術大学職員担当別配置一覧
	3-4-1-2	愛知県立芸術大学ティーチング・アシスタント実施要綱

	3-4-1-3	愛知県立芸術大学スチューデント・アシスタント実施要綱
基準4	4-1-1-1	愛知県立芸術大学大学案内 p. 4-93
	4-1-1-2	大学案内及び募集要項の送付先一覧
	4-2-2-2	愛知県立芸術大学学則第30条、第31条（学生便覧2010 p. 38）
	4-2-3-1	愛知県立芸術大学入学者選抜管理運営規程
	4-2-3-2	愛知県立芸術大学入学試験委員会規程
	4-2-3-3	入試判定会議資料
	4-3-1-1	平均入学定員充足率計算表
基準5	5-1-1-1	教育課程の概要（平成22年度）
	5-1-2-3	愛知県立芸術大学学則第37条別表第4 口関連科目（学生便覧2010 p. 61）
	5-1-2-4	単位互換協定に関する協定書（学生便覧2010 p. 90）
	5-1-2-5	単位互換に関する包括協定（学生便覧2010 p. 95）
	5-1-2-6	愛知県立芸術大学学則第44条（学生便覧2010 p. 40）
	5-1-2-7	愛知県立芸術大学科目等履修生規程（学生便覧2010 p. 71）
	5-1-2-8	愛知県立芸術大学学則第53条-58条（学生便覧2010 p. 43）
	5-1-3-3	学生便覧2010 p. 23-25
	5-1-3-4	2010年度彫刻専攻古美術研究旅行全行程表
	5-1-3-5	教室等使用日程表（音楽学部）
	5-2-1-1	教育課程等の概要（平成22年度）
	5-2-2-1	平成22年度シラバス作成の手引き
	5-2-4-2	平成22年度履修案内
	5-3-1-1	愛知県立芸術大学学則第43条（学生便覧2010 p. 40）
	5-3-1-3	愛知県立芸術大学学則第45条（学生便覧2010 p. 41）
	5-3-1-4	卒業（修了）判定資料表（美術学部、美術研究科）
	5-3-2-2	成績評価に関する質問票
	5-4-1-1	愛知県立芸術大学大学院学則第21条（学生便覧2010 p. 104）
	5-4-2-1	愛知県立芸術大学大学院学則第21条（学生便覧2010 p. 104）
	5-4-2-3	愛知県立芸術大学大学院学則第36条-41条（学生便覧2010 p. 106）
	5-4-3-1	学生便覧2010 p. 23-25
	5-4-3-3	愛知県立芸術大学芸術情報センター図書館利用規程（学生便覧2010 p. 75）
	5-5-1-1	教育課程等の概要（平成22年度）
	5-5-3-1	愛知県立芸術大学大学案内2010 p. 88-89
	5-5-3-2	教育課程等の概要（平成22年度）
	5-6-2-1	P o c k e t M u（愛知県立芸術大学の演奏会・展覧会情報2010-2011）
	5-6-2-2	愛知県立芸術大学ティーチング・アシスタント実施要綱
	5-6-2-3	愛知県立芸術大学リサーチ・アシスタント取扱い内規
	5-7-1-1	愛知県立芸術大学大学院学則第26条（学生便覧2010 p. 105）
	5-7-1-2	審査結果報告書（美術研究科・音楽研究科）
	5-7-2-1	愛知県立芸術大学大学院学位規程（学生便覧2010 p. 119）

	5-7-2-2	愛知県立芸術大学大学院学則第21条（学生便覧2010 p.104）
	5-7-2-3	審査結果報告書（美術研究科・音楽研究科）の様式
	5-7-2-4	研究室一覧（美術研究科博士前期課程：平成21年度修了生）
	5-7-2-5	博士前期課程（音楽研究科）学位審査員一覧（平成21年度修了生）
	5-7-3-1	P o c k e t M u（愛知県立芸術大学の演奏会・展覧会情報2010-2011）
基準6	6-1-1-2	P o c k e t M u（愛知県立芸術大学の演奏会・展覧会情報2010-2011）
	6-1-2-1	平成21年度愛知県立芸術大学卒業・修了作品集《抜粋》
	6-1-4-1	創立四十周年記念誌 愛知県立芸術大学1966～2006《抜粋》
	6-1-4-2	新聞記事のスクラップ《抜粋》
	6-1-5-1	平成20年度進路追跡調査結果
	6-1-5-2	新聞記事のスクラップ《抜粋》
	6-1-5-3	創立四十周年記念誌 愛知県立芸術大学1966～2006《抜粋》
	6-1-6-1	展覧会・演奏会開催状況（平成19-21年度）
	6-1-6-3	新聞記事のスクラップ《抜粋》
基準7	7-2-1-1	学生便覧2010 p.23-25
	7-2-1-2	愛知県立芸術大学楽器貸付規程（学生便覧2010 p.82）
	7-3-1-1	学生生活に関するアンケート
	7-3-1-3	学生相談室の活動報告
	7-3-1-4	学生便覧2010 p.13
	7-3-1-8	平成20年度進路追跡調査結果
	7-3-1-9	生活協同組合活動実績（議事録）《抜粋》
	7-3-4-1	学生便覧2010 p.14-16
	7-3-4-2	平成21年度募集奨学金一覧
基準8	8-1-1-1	大学現況票
	8-1-1-2	愛知県立芸術大学大学案内2010 p.116-117
	8-1-1-4	平成18年度県立芸術大学閲覧室等整備工事
	8-1-2-1	愛知県公立大学法人教育支援システムポータルサイト操作マニュアル（学生用）
	8-1-2-2	光ケーブル配線施行図
	8-1-2-3	愛知県立芸術大学芸術情報ネットワーク運営委員会規程
	8-1-3-1	学生便覧2010 p.21-25
	8-1-3-2	学生便覧2010 p.79-86
	8-1-3-3	学生便覧2010 p.130-141
	8-2-1-1	学生便覧2010 p.21
	8-2-1-3	ToshoRing 利用状況統計データ
	8-2-2-1	愛知県立芸術大学大学案内2010 p.104
	8-2-2-2	学生便覧2010 p.21-22
	8-2-2-4	学生便覧2010 p.23
基準9	9-1-1-1	平成21年度愛知県立芸術大学卒業・修了作品集《抜粋》
	9-1-1-2	「PLUS OPUS」《抜粋》

愛知県立芸術大学

	9-1-1-3	「MIXED MUSES」《抜粋》
	9-1-2-1	授業評価アンケート報告書《抜粋》
	9-1-3-2	平成20年度進路追跡調査結果
	9-1-5-1	専攻会議議事録《油画専攻・抜粋》
	9-1-5-2	平成22年第2回教授会議事録
	9-1-5-3	平成22年第2回研究科会議議事録
	9-2-1-1	FD専門委員会規程
基準10	10-2-3-1	平成22年度愛知県公立大学法人当初予算編成方針
	10-2-3-2	平成22年度重点措置事業要求一覧表（芸術大学）
	10-2-3-3	平成22年度当初予算枠内経費内訳一覧表
	10-3-2-1	愛知県公立大学法人監事監査規程
	10-3-2-2	愛知県公立大学法人内部監査規程
基準11	11-1-1-2	愛知県立芸術大学防火管理規程
	11-1-1-5	愛知県公立大学法人内部通報制度に関する規程
	11-1-2-1	愛知県公立大学法人教育研究審議会規程
	11-1-2-2	愛知県立芸術大学人事委員会規程
	11-1-3-1	学生生活アンケート結果
	11-1-3-2	平成22年度カイゼン提案募集資料
	11-1-5-1	愛知県公立大学法人平成21年度研修実績
	11-1-5-2	全国私立大学教職課程研究連絡協議会主催教員免許事務研修会開催要項
	11-2-1-3	経営審議会委員選考内規
	11-2-1-4	教育研究審議会委員選考内規
	11-2-2-1	創立四十周年記念誌 愛知県立芸術大学 1966～2006《抜粋》
	11-2-2-3	愛知県立芸術大学芸術資料館蔵品図録《抜粋》
	11-3-1-1	愛知県立芸術大学の現状と課題—新たなる芸術創造に向けて—《抜粋》
	11-3-1-2	愛知県立芸術大学の現状と課題—困難をのりこえ、再構築へ—《抜粋》
	11-3-1-3	愛知県立芸術大学自己点検評価報告書 法人化をひかえて—これまで、これから—《抜粋》
	11-3-2-1	愛知県立芸術大学自己点検評価報告書—学外評価委員会議事録—《抜粋》
	11-3-4-1	愛知県立芸術大学大学案内 2010 p.100-103
	11-3-4-2	愛知県立芸術大学学報 No.57
	11-3-4-3	P o c k e t M u （愛知県立芸術大学の演奏会・展覧会情報 2010-2011）